

## 平成 27 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 27 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 27 年 12 月 10 日日本町役場議場に召集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1 番 口木 俊二 君	2 番 吉永 秀俊 君
3 番 岡田 伊一郎君	4 番 前田 修一 君
5 番 橋村 孝彦 君	6 番 立山 裕次 君
7 番 浪瀬 真吾 君	8 番 森 敏則 君
9 番 大石 俊郎 君	10 番 堀 進一郎 君
11 番 後城 一雄 君	

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 加瀬川哲文 君
副 町 長 (不 在)	建 設 課 長 下野 慶計 君
総 務 課 長 森 隆志 君	健康ほけん課長 構 浩光 君
農林水産課長 岡田 半二郎 君	町 民 課 長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (岡田 半二郎 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 山口 大二郎 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	一般質問	
日程第 2	議案第 79 号	東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 80 号	東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
日程第 4	議案第 81 号	東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 82 号	東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 83 号	東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 84 号	個人の町民税に係る東彼杵町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例
日程第 8	議案第 85 号	東彼杵町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく固定資産税の特例措置に関する条例を廃止

		する条例
日程第 9	議案第 86 号	長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置について
日程第 10	議案第 87 号	平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 11	議案第 88 号	平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 12	議案第 89 号	平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 13	議案第 90 号	平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 14	議案第 91 号	平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 15	議案第 92 号	平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 16	議案第 93 号	平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 17	議案第 94 号	彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更について
日程第 18	請願第 3 号の 1	公民館山手側の法面防壁工事の請願
日程第 19	請願第 3 号の 2	大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願
日程第 20	請願第 3 号の 3	小川の下流域の土砂等の堆積物除去の請願

## 開 会（午前 8 時 58 分）

### ○議長（後城一雄君）

只今の出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。  
これから議事に入ります。

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（後城一雄君）

日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。始めに 1 番議員、口木俊二君の質問を許します。  
1 番議員、口木俊二君。

### ○1 番（口木俊二君）

質問として、3 点お伺いをしたいと思っております。

1 つ目に、今後の防災避難訓練の在り方についてを質問したいと思っております。2 つ目が、水辺からのまちおこしについて。3 点目、彼杵新港に放置されている廃船についてということで、この 3 点を質問したいと思っております。

まず始めに、今後の防災避難訓練の在り方についてということで、平成 24 年度から 4 か年かけて実施をいたしました防災避難訓練が今年度で終了をいたしました。今までやってきたなかで今後の課題もみえてきたように思われますけれども、これからの取り組みをどのような形でどう進めていくのか伺いたいと思います。

先ず 1 つ目に、4 年間かけて東彼杵町全域で防災避難訓練が一通り終了をいたしました。この 4 年間の防災避難訓練をどのような形で継承して行くのか。ここ数年、大規模な災害が発生しております。爆弾低気圧やダウンバーストというような今までに聞いたことがない言葉を度々耳にします。そして、それに輪をかけたように今まで経験したことがない大雨が降るとか、地球規模で大災害が発生しております。土石流発生の危険や、河川の氾濫の危険というような訓練だけでいいのか、あるいは、数年に一度今までよりも規模を拡大してできないものかを伺います。

2 点目として、今までは学校別に避難訓練を実施されているようですが、28 年度からは 2 校が閉校になりますが、千綿地区の小学校と中学校、それに彼杵小学校と中学校合同の避難訓練ができないものか。また 4 年か 5 年くらい前には、彼杵中学校と山田保育園、それに消防団との合同訓練をいたしました。このようなことを踏まえ、地域住民と一体となって避難訓練ができないものかお尋ねをいたします。

3 点目、東彼杵町だけでなく隣接する川棚町、大村市とは 2 年に 1 遍消防団同士の総合訓練を行っておりますけれども、その中で防災総合応援協定を結んでいる嬉野市との大規模災害を想定しての訓練ができないものか伺います。

2 番目、水辺からのまちおこしについて、東彼杵の川を活かしたまちづくりについて、皆で語りませんか。そして、ワクワクするような水辺からのまちおこしが始まります。ということでこの水辺からのまちおこしについて参加をさせていただきました。このまちおこしを始められたきっかけ

は何だったのでしょうか。

一つ、2014年度から筑波大学システム情報系の白川直樹研究室の学生と一緒に東彼杵の川を活かしたまちづくりということで研究をしておられるようですが、これまでどのような形で何らかの成果を得られたのか伺います。

最後に彼杵新港に放置されている廃船についてであります。現在、彼杵新港には7隻の廃船が放置してあり10年近く経っていると思われるが、今後も放置したままの状態にしておくのか、あるいは撤去を考えておられるのか伺いたしたいと思います。

一つ、今まで10年以上放置されているにもかかわらず、どうして何も手を打てなかったのか。そして打たなかったのか。そして何もしなかったのか伺いたしたいと思います。

最後に、これまで商工会主催の花火大会が毎年行われていますが、火災が起きなかったことが不思議なほどです。今後も何が起きるか分かりません。今後の町の対策を伺います。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、今後の防災避難訓練についてから答弁をいたします。この防災避難訓練は、町の防災計画に住民を対象といたしました各種災害の避難訓練。これは毎年1回以上実施しなければならないという規定と伺いますか、そういう遵守事項みたいなことを書いているわけですがけれども、なかなか今まで実現が叶っておりませんでした。

先程議員がおっしゃるように、平成24年度から本年の11月まで4か年にわたって各自治会で1回は行ってもらっております。これは自主防災組織としては長崎県下一でございます。高い評価を受けているわけでございますけれども、それぞれ反省といたしましては、私の方から訓練指示を出します。どういう災害が発生しているということを出すんですけども、半分ぐらいはその指示書を見て、指示書で避難をされます。しかし、あとの半分ぐらいは指示書を無視して、もうどこかに集まろうということだけで、そういう取り組みがあったかと反省をいたしております。もちろんこういう訓練につきましては、指導書や手引書はございませんので、それぞれやり方はあろうかと思っております。あまり強制はできませんので、一回は柔軟に集まって、皆の顔を見て災害避難訓練をやっているということ意識してもらえればそれでいいかと考えております。これからが問題だろうと思っておりますので、それぞれ反省をしながらやっていければ一番良いと思っております。

ご質問の、拡大していく訓練はできないかということでございますけれども、町の方で拡大というのはあまり考えておりません。あくまでも自主防災組織ですので、何年に1回かは一機にそういう訓練をしてもいいかと思っておりますけれども、自治会主体でお願いできれば一番いいかと思っております。

それから3番目の、これは川棚、大村との、防災総合応援協定を結んでいる嬉野市との防災避難訓練ですがけれども、これはですね、例えば、玄海原発の松浦から避難してこられますけれども、広域的な災害の場合は連携協定をやった方がいいと思っておりますけれども、東彼杵町が嬉野、大村、川棚に避難をしなければならない事態というのは、あまり想定できないかなと考えております。したがって、火災の場合は当然隣接しますので、応援協定を結んでいますので、そういうことをしな

ければいけませんけれども、防災避難訓練はなかなかどうかと思っております。しかし、そう言いながらも研究の余地がございますので、貴重な意見として承っていかうと考えております。

それから、水辺からのまちおこしでございますけれども、これはもう数年前から東彼杵の清流会という組織がございます。これは河川の浄化といいますか、清掃とかふるさとの川を再現しようということで、彼杵小学校の環境学習等も含めまして町内の方が団体を作られまして、そういう活動をされております。その中で筑波大学との連携が出てきまして、そういう活動が認められて、それをきっかけとして福岡のあれは何ですかね、めだかの学校ですか、遠賀川の取り組みをされております。その近畿大学の坂本先生だったんですけども、そういう方々の連携等もあって始まっております。

それから(1)の成果があるのかということでございますけれども、まちづくりというのは非常にすぐ効果がでるようなものではございません。しかし、平成26年度から町もそういう予算措置をしながらやっておりますけれども、これは長崎県の河川課の方、それから国土交通省の方、もちろん彼杵小学校もですけども、それから清流会、八反田の愛護団体ですけども、それから福岡県、隣接した大村、県内からもたくさんの方がおいでになっておられます。

全国的にこういう取組みというのはなかなかないわけですけども、筑波大学がおもしろ河川団というのを結成をされまして取り組みをやっておられます。昨年は、東京の代々木であります川づくりのワークショップがございます。これは全国の大会ですけども、そこに私自身も参りまして、これは国交省の審議官あたりがおいでになっていろんな審査あたりがありますけれども、全国からとか、韓国からもおいでになって川づくりについてのワークショップあたりがされております。非常にいい、例えば東京都の江戸城の周りの堀を起こして河川を復活する取組とかいろんな取組とか。韓国のチョンゲチョンといいますか、テレビ等でありましたけれども、河川を復活して、街の真ん中に、高速道路をとっばらって河川を造るとか、そういう再現とかもする取組みなんかをされておりますので、そういう有意義な団体でございます。

そういうことで、成果といわれれば住民の方がようやく、例えば下三根とか橋の詰、それから本町、東町ですか、自治会辺りが川祭りを今、過去3回やって貰っております。これも定着していくのではないかと考えております。それから、筑波大学の学生さん達が東彼杵町の活動を全国に紹介をいたしております。それと、情報発信の中では、東彼杵町のまちづくりでこういうことをしたらどうかといういろんな提案をしてくれております。それは、今回も議員さんたちも参加をされているような発表があったかと思えます。ヒントになるものがあるかと思っております。もう一つ、自然豊かということで東彼杵の夏休みという歌まで作ってくれて、東彼杵町の魅力を発信しております。そういう意味では、町民以上に町の魅力の調査をしていただきまして、外の方に発信をしている効果が十分にあるかと思っております。

それから、彼杵新港に放置されている廃船でございますけれども、これは基本的には県の施設でございます。そして、町がプレジャーボートの委託管理を受けておる訳ですけども、基本はやっぱり私は県と思います。県の方が主体的にやるべきかと思っております。県の方は町がせよという言い方を今しておりますけれども、10年間何もしていないじゃなくて、今6年間経過しております。6年経過しております。これは6年間を放置された訳ではございませずに、6年前に7隻くらい船を持ってきて、ある方が、それを無断で停泊しましたので町の方からも注意をしたわけです。それを

機械をはずして、いわゆる船外機などをはずして売る商売ですけれども、それを撤去されまして、船だけ残っているわけです。それで、その方がいなくなりました。調べてみますと、無銭飲食か何かされて刑務所の方に入っておられまして、連絡が県の方とはされておりまして、なかなか放置状態ということで紙谷町長時代にそういう勧告書を出しまして、撤去の指示あたりもされております。やっってるんですけれども、相手が全く動いていない。住所不定ということでなかなかできません、とうとう何年か前ですかね、1年ぐらい経ってからですか船が沈みそうになったものから、県の方で約1,600千円ぐらいかけて船を上の方に引上げて、県の野積み場の方に今置いてある訳でございます。そういうことで、何もしていないじゃなくて、そういう経過でなっております。

そして、私も今、担当課長にもお願いをして、やっぱり相手がいないならば、代執行か何かしてどっかに撤去してくれということで、申し入れを課長からもしてもらいましたけれども、代執行となれば代執行の根拠が、県の方では環境に悪影響、その廃船が環境に悪影響があるならば代執行をしましょうという取決めじゃなくて考え方がありみたいで、大きく環境にはまだ今のところ左右していないものですから、今議員がおっしゃるように燃えたりなんかしたら大変なことですけれども、そういう位置にはないということで、もう少し検討させてくれということで今県の方は様子見になっております。

それから、火災が起きなかったということですが、花火大会につきましては町はやっておりませんので、商工会でやっていただいております。それから、常にやっぱり消防署との協議をしながら火災が起こるような状況じゃないかと思っております。火災が起きてもすぐ対応できるように、2分団がいつも張付いておりますので、そういう火災の危険性というのではないかと思っております。したがって、花火についての町の対応というのは、これは私の方じゃなくて商工会の方で十分対応していただけるものと考えております。登壇での説明を終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

教育長。

#### ○教育長（加瀬川哲文君）

口木議員のご質問にお答えをいたします。来年度から大楠小、音琴小が閉校になりまして、千綿、彼杵両小学校中学校と、幼稚園などを含めた地域住民との合同防災訓練ができないものかとお尋ねでございました。学校における防災教育は、安全教育の一環として行われるものであります。特に、災害時における危険を認識して日常の備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の基に自らの安全を確保するための行動ができるようにすること。特に、児童生徒に主体的に災害に対応できる知悉や能力の基礎を培うという重要な意義を有しております。児童生徒の命と安全を守るために、今後とも幼稚園や保育園等関係各機関や地域住民を含めた実践的な合同防災避難訓練などを推進していきたいと考えております。

本町では、平成24年度に、本町の小中学校6校全校で文科省の実践的防災教育支援事業の委託を受け、地震や水害、津波などの各種災害に備えた防災訓練に取り組み、全国に発信をいたしました。国土交通省の指導も受けながら、校区の危険箇所などを印したハザードマップの作成や水害の実際のミニ実験などにも取り組みました。その際、各学校では平成25年1月30日、関係各機関や地域住民を巻き込んだ合同の防災避難訓練を実施しました。

その中でも、彼杵港に近い彼杵中学校では、議員がおおせになりましたとおりの山田保育園、当時

園児 94 名でございましたが、とともに東日本大震災規模の地震津波を想定した合同防災避難訓練を実施しました。地震発生を知らせる校内放送で生徒は机を寄せて下へもぐり、揺れが落ち着いたところで全員が約 1km 離れた粒崎陵まで避難しました。3 年生は途中にあるこの山田保育園に立ち寄り、低年齢児の乗ったワゴン避難車の手押しを手伝ったり、あるいは園児を一人ずつ抱き抱えたり、高年齢児の手を引いて連れて行ったりしていました。園長さんからは、乳児が多く、非常時には職員だけでは手が足りない。生徒の力はとてもありがたいと感謝されました。他校でも、認定子ども園等を含めた保護者、地域住民との合同防災訓練を実施し、成果を上げました。

現在、この文科省の実践的防災訓練支援事業の委託は終わっておりますけれども、委託や指定が終わればもう実施しないというのでは意味がありません。例えば、彼杵中と山田保育園との合同避難訓練は、先日の 11 月 24 日に実施されました。各学校でも、3 年経った現在でも幼稚園や保育園、保護者や地域住民と連携した合同避難訓練や保護者への児童引渡し訓練等を実施しております。来年度、町内 4 校一斉に保護者や地域住民を巻き込んだ合同防災避難訓練を実施できるかどうか、まだ協議の段階でございますけれども、ネットワークの確立などを通して、各学校単位でも合同避難訓練などが実施できるように考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

避難訓練の件ですが、4 年前からやっておりますけれども、もう少し緊張感を持ってできないのか。昨年は、私は参加をさせていただきましたけれども、避難ありきで、消防団の消防車が準備の告知をしている最中に、もう避難場所として先に自治会の方で決めておられて、そこにもうそくそくと歩いて行っている状態ということで、これじゃあ避難訓練の意味がないなと私は思って見ておりましたが。しかも消防団もちょっと早合点して先に避難場所は何処ですよと、町長の指示書が届く前に何かこう避難をしているような感じに見受けられました。これじゃどうなのかなと、避難ありきで帳面消しじゃないかと私は思って見ておりました。もう少しこの訓練の意味を分かっていたら区長会の折とか、そういった時に緊張感を持ってやっていただかないと、なかなか本当の避難訓練といえますか、実際的なものはできないのではないかと感じております。町長も 4 年間多分どこかの地区に出席して見られましたと、参加をされましたと思っておりますけれども、この点についてどのようなお考えを持っておられるか。そして、今後先程も言われましたけれども、今後どのような対策を打って出られるのかお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

避難訓練につきましては、今議員がおっしゃるとおり私も総括をいたしております。指示書を私の方がやるわけですが、素晴らしい所は今年ありました。自治会長さんが全て分配をして 1 か所には集まらず、先ず想定訓練で全部で 3 か所くらいに分けられて、どうしてもドクターヘリが必要だということで想定をされて、役場の方にドクターヘリの要請をされるとか。実践さながらの地区もございました。しかし、ある地区はため池の決壊だったんですが、公民館に皆集まって、その公民館はため池で全部洪水に遭う予定でしたが、全くそれは訓練指示書に書いてあるにもかか

ならず全く無視です。そういう所もあります。

第1回の時には、素晴らしい取り組みだったんですけども、それは3か所くらいに分けて、それは川を挟んだ地区だったんですけども、ほとんどの方が防災グッズを背中からうとか、懐中電気を持つとか、各家全てにタオルを掛けて脱出したことを出すとか。それから、区長さん自らバイクで走って行って、区長さん代理みたいなことをされる地区もありました。

それと私の訓練指示書の想定被害をやるわけですけども、非常に広範囲の場合がしにくいんですよ。どっちかという広い時は地震ぐらいをしないと、全く河川が無い所とか逃げなくてもいい所があるわけですね。しかし、そこら辺の主旨も分かっていたか分からないとならんわけです。そういう意味で、あまり厳格にしてもどうかと思っておりますので、その辺は反省をしながら、どっちかといえば自治会主体でやってほしいんですよ。議員さんも団長の経験があらわれて、あくまでもこの自主避難訓練というのは、自治会の避難訓練というのは、自治会が主体でやって消防団は後方から見ていただけと。それを総括するという役目だったんですけども、逆に地域の方は、消防団を先に持ってこられてですね、なかなか消防団もやりにくい点もあったと思います。そういう意味で、時間はかかりますけども訓練することに、集まることに意義がありますので、その辺も踏まえながら、区長会あたりでももう一回話をしながらどういう形がベストなのか議論しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

避難訓練をやっていただくのは結構なんですけれども、今東彼杵町で作成をしているハザードマップがありますよね。あれ公民館はほとんど地すべり地帯とか、ほとんどかかっているんですよ。そして避難訓練の時に、先ず第1避難に公民館をもってこられる地区が大半だと思います。

津波とか洪水とかであったら高台の方というあれもありますけれども、ほとんどの地区がですね、第1次避難、第2次避難で公民館を使用しているように思うんです。今年は私の地区であったんですけども、真っ先に公民館に、第1次避難に区長が指定をして集まったんです。口木田も地すべり地帯に指定をされてるんですよ、公民館が。それで避難場所じゃないんですよ。それでもうちょっと避難場所といいますか、地すべり地帯の解除ができるかどうかは分かりませんが、そこら辺のことをもうちょっと行政執行部の方も考えていただいて、避難場所の指定地域にもらえるか。正直いいまして、私は口木田ですけども、避難場所は音琴小学校になっているんですよ。音琴小学校に行くまでに多分国道が寸断したり途中で高い崖などもあります。非常に危険な避難場所に行かなくてはいけないということで地区の住民も心配をしているところもありますけれども、その避難場所の公民館を指定地区から外すようなことはできないのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

避難場所から外すことはできないかということでございますけども、外してもかまいませんけども。その災害の種類がいろいろありますからね。公民館を使うような災害、例えばどこかのお家が



被災をしたと、公民館とかじゃなくて。しかし、それは確かにハザードマップの中に入っているかもしれませんが、誰かの家に行ければいいですけども、行けない時には入らないといけないんです。それは別にあんまりですね、考え方が今こういう訓練をし始めて皆さん言われますけども、「何でそういう所を指定するのか」と言われますが、そしたら全部指定されません、避難場所に。災害というのはいろんなことがあるのですから、自己責任で避難するわけですから、いろんな想定があります。それは別に、本来は個人の家を指定するわけにはいきませんので、当面公共的な施設を指定をしなければならないと思います。それは止むを得ないかと思えます。外せと言われれば、いつでも外すことはできます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

多分、先程も言いましたけれども、ハザードマップを見ていただいたら分かると思いますけれども、全部ほとんどの地区が地すべり地帯なんですね。裏が山になっているとか。西部地区も結構裏が山になっている所がありますけれども。多分ほとんど地すべり地帯の区域に指定されているんじゃないかなと思います。地域の皆さんもハザードマップを見てその様に思っていると思うんですよ。ここは避難場所になっているけど、裏は地すべり地帯じゃないかと。あちこち聞いてまわっても、皆さんそういうことをおっしゃいます。外すのは簡単だと町長はおっしゃいますけれども、公民館を移転するわけにもいきません。これから我々も多分そういった説明をして回らなければいけないんじゃないかなと思っております。そこら辺を町民が分かりやすいような避難の仕方、避難場所というのを、行政と一体となって考えていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

そしてこの避難訓練ですけども、婦人会や言葉が適当かどうか分かりませんが老人会、それに商工会、行政等を含めて実践的な防災訓練ができないものかお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう団体が皆集まって、何か全体が集まった時の訓練は価値があるかも分かりませんが、あえて災害を想定して皆が集まって訓練というのはどうかなと思うんですよ。災害というのは、いつ何時あるか分かりませんので、そういう組織を集めてするというのはあんまり意味がないかなと。いわゆる住民の方が常にそういう意識を持っておかれれば一番良いかなと思うんですけど、そういう考えはありません。

それと、あとさっき言われました地すべり地区に指定をされているという、地すべり地区の指定はありません。家の裏が非常に勾配が急峻だということで、そういう危険性がありますよという、何と申しますかね崩壊危険箇所ぐらいな感じで。地すべり地区は坂本と菅無田、法音寺ぐらいまでしか地すべり地区はございません。そこはとてもじゃないです。そういうすべりではございませんので、そこら辺に公民館を、坂本地区辺りは止むを得ないです。ほとんどが地すべり地区ですのでそういうあれはございますが、そういう誤解はないようお願いをしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

わかりました。そして災害時に必要となる食糧品や飲料水、毛布等の物資の蓄えはどうなっているのか。4 年前に長崎新聞に載っておりましたけれども、東彼杵町は備蓄がない町として名前が挙がっておりましたけれども、今現在はどのような備蓄がされているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在、総合会館の社会福祉協議会の方に毛布と乾パンといいますかね、簡単なそういう保存の利くお菓子ですけども、そういうのを保存いたしております。

それと前回もお話ししましたけども、国土交通省が今年の事業で防災拠点を道の駅を中心にやりたいということで話が今あっております。用地交渉等がまだ残っておりますけども、ここがうまい具合にいきますと食糧、水、それから機械類ですね。そういう資機材が保管をされるようになっておりますので、その時期になれば十分変わってくるかと思っておりますけども。足りない分は来年度の予算でも、あるいは自治会でおいてくれと、毛布も置いてくれという話もあっております。なかなか管理ができませんので、町の方で福祉協議会あたりをお願いをするのが一番良いのかなと思います。

そんなに極端な孤立するようなことはあんまりないかと思えます。災害ですから忘れた頃にやってくると言われておりますので準備はしなければなりません、地域に置いたが良いのか社会福祉協議会あたりに一括して置いたが良いのか。予算計上も含めながら検討をしてみたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

多分、孤立するようなことはないと言われましたけれども、これも自然災害はいつ起こるかわかりません。そして今言った備蓄ですけども毛布が何人分、そして食糧品がどれくらい今蓄えてあるのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

手元に資料がございませんので、後程調査いたしましてお答えしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

原発関係ですけども、松浦から何年か前に避難をしてこられましたけれども、今後といいですか避難してこられたその後ですね、何かご進展があったのか。松浦市の方からと東彼杵町と連絡を取り合うといいですか、そういった結びつきというのは、進展というのは何もされていないのですか。伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましての結果報告というのは、担当者会議等があつていろんな報告があつていていると思います。進展というところどういう意味なのかよく分かりませんが、あんまりその辺の話は聞いたことがありません。ただ、松浦市長とか関係団体からお世話になりましたということで、文書なり挨拶にお出でになることぐらいしかございません。それぞれの反省点を聞くぐらいで特に結果はあまり聞いておりません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

よく分かりました。次に水辺からの町おこしについてということで、先程今までにこれを実践して何か成果があつたのかということでお尋ねをしました。この資料によりますと、これまでの成果ということで空間的成果、物的成果、人的成果と挙げておられますけれども、これは町長はご存知なんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

さっきおっしゃった成果はどのようなものに載ってるんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

この前参考にさせていただいた水辺からの町おこしということで、これにこれまでの成果ということで、多分東彼杵町のことを書いてあるのではないかなと思いますけれども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、成果というのは、空間的成果。これは例えばいろんな提案をしていますけれども、東彼杵町には高架橋が河川を何箇所か跨いでおります。特に千綿川というのは、高速道路、それから新幹線、そして広域農道ということで3つ連続しております。あるいは法音寺の長い長大橋が高速道路であります、河川の上に。ああいうやつをライトアップして町おこしをしたかどうかというのが多分空間だと思います。それから、もちろんそれに付随するため池の活性化とかいろんな方法があつたかと思ひます。

物的成果というのは、先程申しました歌を作るとかそういうことですね、曲を作るとか。それから鮎の遡上実験を3回ぐらいですかね、やっております、テレビ局なんかもきております。今は特許庁に申請中でしょうけれども。それから JRRN というニューズレターと書いてありますけれども、これは全国の組織で、河川関係の情報を流す機関紙あたりを出している川作りの、これは公益財団でやっているんですけども、そういう機関紙がございます。そこに東彼杵町の取組みあたりを発信

していますので、そういう成果があったと書いていると思います。

あと、人的成果というのは、先程申しましたとおり町内外の人が彼杵川に集まって、あるいは千綿川に入っているいろんな情報発信等交流等をしております。彼杵おもしろ河川団というのは筑波大学が作った探偵団みたいなことでやっておりますので、そういう成果があったということですね。

それから学生が、1回あたり10名くらい来ます。地域住民の方と交流をしますので、いろんなそういう人的交流が図られたということですよ。

それから鮎とかどじょうとかしじみの川守りの輪と書いてありますが、それぞれ鮎につきましては、何年ぶりかで遡上するようになりました。これは魚道という通し溝の構造を変えてですね、これは清流会でされたんですけども、そういう効果。それから今どじょうを住民の方が飼ってまちづくりの活性化に何かしようかという考え方。それとこれも住民の方ですけども、しじみを今放流をされましてそれもまちづくりをしようというそういう諸々のまちづくりを今取り組んでいるのが成果じゃないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

私が興味を持ったのが参加型の形式で、最後の方にありまして、皆で参加をしまして、彼杵の町に何があったらワクワクするような町になるかというテーマを挙げたディスカッション形式で行われました。その中で女性の方が町中に、町の中とか高台とか山のお茶畑の中とか、お茶畑は個人的なものがありますから、なかなか無理だとは思いますがけれども、癒し系のカフェなどがあったらいいなと。そして夕日が見える、千綿地区は何箇所かありますけれども、夕日が見える公園とかを造ったらいいんじゃないかなということで話をされておりました。そして大村湾を活かしてのイベント、ZIP-LINE 等興味をそそるものばかりでよかったなと思っておりますけれど。私が提案したのが音琴小学校の高台から、これは現実的には無理だとは思いますが、高台から国道を越えて緑地公園まで ZIP-LINE を通したらどうかなという夢見たいな話を持っておりましたけれど、町長はそういった考えといたしますか、構想はお持ちじゃないでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ZIP-LINE は1年前ぐらいから研究をしております、龍頭泉にできないかということで考えております。多分、国道を横断するなんかは危険ですのでとても無理です。ですから、溪谷をいくやつは自己責任で何とかできます。本来なら吊り橋等をつくりたいんですけども安くできますので。ZIP-LINE を1年程前から作ろうかなということで考えてはおりますけれど、先立つものがありますので、なかなか実現にはまだいっておりません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

3 つ目の彼杵新港に放置されている廃船についてでございます。先程県の所有地で手が出せないということをおっしゃられましたけれども、やっぱり町の方では、処分というのは全然勝手にはで

きない訳ですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは廃船といえども所有権がありますので勝手にはできません。ですから行政代執行をする場合は、多分町じゃなくて県の方がすることになります。協議をしながら、それはもう現在でも県とは連絡を取りながら課長の方が今やっております。時期をみながらもう少し経って行政代執行におよばなくても、相手方が今行方不明で今どうにもならないものですから、それも裁判所に届けて行政代執行が多分できると思います。積極的に県にはお願いをしまわろうと思っております。

先程、答弁を保留いたしました避難関係の個数ですけども、避難食につきましては1,080食準備しております。それから毛布につきましては200を超えるくらい、はっきりしたことは分かりませんが200を超えるくらいはあるだろうと今報告をいただいております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木君。

○1番（口木俊二君）

ありがとうございます。処分ができないということは、手をつけられないと。もしどうにもならなかった場合は逆転の発想で、また県とも協議をしなければいけないと思うんですけども、危険がないような改装をしながら子どもの遊び場にするとか、新港の船のオブジェなんかいいと思いますけれども、そういった考えは今から先でもあられませんか。町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは所有権がある訳ですから勝手にできないと思います。持ち主がいるわけですからね。ですから、もう廃船ですので、まあ木造じゃございませんのでFRP船でしょうから活用はできるかも分かりませんが、誰かただでもらう人がいらっしゃれば見てもらって、利用可能ならばなくてもいいわけですから、どういう感じになるのか。もう長くすれば経年劣化で使えないとかよく分かりませんが、状況を見ながら、私も古いものは大好きですので検討はしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木君。

○1番（口木俊二君）

よく分かりました。最後に教育長に伺いたいと思います。私が調べた中では小学校だけしか調べておりませんが、この避難訓練の実施状況ですね。各4小学校でいろいろあると思いますけれども、どのような形で避難訓練をされておるのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

例えば今年度の場合でしたら、5月25日に避難訓練、家庭科室での火災というふうなこと。あるいは不審者による人災、これは7月に行われております。10月に震災津波。これは千綿小学校の例

ですけれども、避難訓練が年に3回実施をされております。他の所におきましても、大体学期ごとに1回ずつ火災とか地震とかあるいは洪水などに応じての避難訓練が実施されているようでございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木君。

○1番（口木俊二君）

今、話されたとおり内容は多分異なっているとは思いますが、1学期2学期3学期と各小学校とも訓練を実施をされております。その中で音琴小学校は、聞いたところによると高台にあるにも係らず津波の訓練をしているということで何でかなと思いました。教頭の話では、もし他所に行った時に子ども達が、あるいは保護者が、もし津波にあった時に即対応できるようにということで訓練をしてるんだということでお話をされておりました。この点について他の小学校ではやっておられないのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今おおせのとおり、現在この東彼杵では、津波などは絶対ないから避難訓練はいらないだろうというご意見は多数お受けするわけです。ただ先程からありましたように、子ども達はこれから日本及び全世界に羽ばたく存在でございますので、そういう意味でどこに行くか分からない。そういう意味で津波が警戒されるような所に行くこともあるわけですので、もしそういう場にでくわしたら。一番の避難訓練の目的というのは、児童生徒が主体的に災害に対応できる資質や能力の基礎を培うということでございますので、もしもそういう場合が起こった場合ということで、やはり津波とか、あるいは地震などについても訓練をしておく必要があるのではないかと。いつ何処でどう起こるか分からないというようなことで、全部の学校で対応していると思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木君。

○1番（口木俊二君）

それに各学校の消火設備はあると思いますけれども、消火設備の定期点検ですよね。これはやっておられるのかどうか、年に何遍、何回やっておられるのか伺います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

次長お願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりましてお答えいたします。消防設備の点検につきましては、法定等の点検がございますので、学校施設も含めて町の所有する公有財産につきましては、総務課の方で一括契約をいたしまして法令等に基づいて年に定められた回数を実施をいたしております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

そしたら各学校とも今のところ劣化しているものはないということなんですよね。この前の新聞によりますと、全国の小中学校で 3,000 か所以上整備点検が成されていなくて劣化しているところがあると載っておりました。もしもの時にはこれではいけませんので、今次長がおっしゃられたように、毎年定期的に点検を行っておられる東彼杵町は大丈夫かなと思います。これからもよろしくお願いをしたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで 1 番議員口木俊二君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 9 時 50 分）

再 開（午前 9 時 58 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に 8 番議員、森敏則君の質問を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今日、8 月に東彼杵町人口ビジョンという資料、更には 9 月に総合戦略という資料をいただきました。これは同時にいただいたのですが、その中から質問をさせていただきたいと思っております。

まず人口ビジョン案の段階で、この段階で一般質問はどうかと思いはしたのですが、既に 3 か月、4 か月経っていますのでそろそろ良いかなということで質問させていただきます。このビジョンについて、位置付けということでここに書いてありますので、この位置付けを本町における人口の現状を分析し、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものということですと提示されたものでございます。それに対しての施策というものですかね、その答えをこの総合戦略の中に書いてあります。

私が今日通告書に述べた具体案、具体的な対応というのですかね、これを求めるには、ここに書いてあるこの総合戦略に書いてある答えをみますと、具体的な施策と重要業績の指標ということで書いてあるのですが、これを私は求めているのではございません。これに対して、これをもっと掘り下げて、是非、その内容からご答弁いただければと、そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。若干前置きが長くなりましたが、通告書を読み上げます。

今回は 2 点の質問事項でございます。まず 1 点目の人口の将来展望について、求められる結婚支援事業として、安定した雇用の供給、結婚祝い金等の経済的支援、婚活イベント等による出会いの場の提供等々の支援要望が求められておりますが、具体的な対応策を伺うということで第 1 点目でございます。

次に、求められる妊娠出産、子育て支援として、子育てに伴う経済的負担の軽減、若者の就労支援、そして小児科医療体制整備などの子どもの健康支援、また産前産後の休暇、育児休暇取得後の

復職保証等々の支援要望が求められおりますが、これについても具体的な対応策を伺います。

3 点目が、移住を考える上で生活コスト、買い物や交通の利便性、そして仕事、医療、福祉の充実が重視されておりますが、本町の今後の取り組みを伺いたいと思っております。

次に、長崎新幹線作業用のトンネル利用についてということで質問をさせていただきます。内容につきましては、平成 34 年、7 年後ですね、開通予定の長崎新幹線に伴う工事が進められております。この作業用トンネルの現地視察を 1 月 30 日に、執行部、そして私ども議会も参加したのですが、残念ながら私は所要によりこれに出席しておりません。それから随分期間が経っておりますので、その後の進捗状況等を伺いたいと思っております。以上、登壇での質問を終わります。あとは自席にて行います。

**○議長（後城一雄君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

それではお答えします。1 点目の人口の将来展望についてでございます。

(1) につきましては、人口ビジョンがもう既に案じゃなくて本物が出てきておりますので、ご遠慮なくご質問いただいて結構かと思っております。総合戦略も 10 月をもって公表いたしておりますので、是非、ご覧いただければと思っております。これは後程の岡田議員とも同じ質問になるかと思っておりますけれども、東彼杵町の持つ人とのつながりの強さ、小さな町だからこそこできる地域力を生かした結婚支援とか子育て支援の制度を、今、目指しているわけでございます。

具体的には、昔から日常的に行われておりました結婚に対しては地域の人達が、結婚とか子育てとか支援するような仕組みが習慣として出来ておりました。どちらかと言えば人生の規範みたいなことで、何歳ぐらいになったら結婚しなければというそういうことがありましたので、スムーズに結婚もされましたし、また、今はコンビニがありますからいいんですけども、昔はコンビニもなく、独身の男性はどうしても働いた後は女性に賄いをしてもらわないといけませんので、そういう家庭というのが常識的に形成の必要があったわけです。今はコンビニがありますので、全く独身の方でもおかずも全て整います。そういう関係で独身の方がたくさん男女ともいらっしゃいます。そういう中どういうふうにして組み立てていくのか、そういうふうにして仕向けていくのかというのが非常に大きな問題でございます。

今年は 1 月末になりますけれども、まず独身者、結婚願望の方を集めるのも必要なのですけれども、まず地域の方とか、そういう方をもう 1 回集めて、そしてどういうふうになれば出来るだろうかということ講演会をしようと考えております。実績のある南島原の方ですけども、こだまやすよさんという方がいらっしゃいます。この方は農業委員会の女性の農業委員さんから推薦がありまして、是非この人を呼んでくれと、すばらしい考えを持ってるということでおっしゃいましたので、この方をお呼びいたしまして結婚支援事業、どういうことができるのか是非取り組んでみたいと思っております。そして予算査定がまもなく始まりますけれども、結婚祝い金とか、婚活支援の経済支援も、町の財政を見ながらでございますけれども、幸いにして単発的にはふるさと納税あたりが入ってきておりますので、その辺を優遇しながら組み立てできないか検討してまいりたいと思っております。

次に、求められる妊娠出産、子育ての支援でございますけれども、子育てに伴う経済的負担の軽



減、あるいはそういう諸々小児科とか、産前産後とかございます。この件は、まち・ひと・しごと創生事業、地方創生ですけれども、そのものでございます。これは国策で財源措置を是非お願いしたいと考えております。医療費等につきましては、小児科の誘致が、要望が非常に強うございます。何年か前から理解しております。ようやく大村市立病院に小児科が出来るようになりましたので、この辺にもうお願いするしか、町の方で子どもが多ければ病院も誘致可能でございますけれども、なかなか、お隣の川棚町、波佐見町でも厳しゅうございますので、是非なんとか来てくれる病院の方を探しておりますけれども来ていただけないのが現状でございます。

それから復職保証。これにつきましては、働きやすい職場ということでございますので、是非これは国策でやっていただけないかと。と言いますのは、公務員なんかは全く問題ないんです。産前産後もできております。民間企業あたりでも大きな企業はあるかと思っておりますけれども、中小企業ではまず無理でございます。これもそういう国からの補填を見据えながら、民間企業等にも制度化をして、そして国からの享持力をもって労働環境を変えていただければ一番良いかなと思っておりますので、これは是非国策の方でしていただくように要望を引き続き求めていこうと考えております。

それから移住を考える上での問題ですけれども、これは空き家の確保が一番重要だと思っております。まずは住まいの確保だと考えております。これはもちろん世代別で空き家が必要な方、あるいはマンションタイプの方とか、一戸建てとか、通常の公営住宅みたいな所とか、それぞれ異なるかと思っております。それは空き家、今東彼杵町では空き家が一番調査をしております。年度末になりますと、もう少し具体的な空き家数が出てまいりますので、取り組んでまいろうと思っております。それと所得を得ることです。所得を得なければ当然できませんので、その所得の得方、これをどうするかということで考えなければならないと思っております。

それから交通アクセスの良い所で問題はないものと考えておりますので、東彼杵町の1番利便性の良さを出しながらやっていけばいいかなと思っております。

それと都会暮らしと比較すると生活コストがとても安いということでやっております。これは昨日のNHKの7時半からのクローズアップ現代を見られた方は分かるかと思っておりますけれども、東京で生活をする、例えば500千円もらってすると。鳥取県で250千円ですと。そうしますと鳥取県の方が生活コストがもう半分で済みます。家賃は3分の1ぐらいで済みますので貯蓄の方に回っていくと。生涯でいきますと、同じ40歳ぐらいで家を建てたにしても、東京で暮らすよりも田舎の方が遥かに所得あたりが増えるというのをNHKがあげてお見せして見ておりましたけれども、本当に生活コストは東彼杵町なら下げることが可能と思っております。

鳥取県と比べますと、東彼杵町と比較をしますと、気候が全然違いますので雪が全く降りません。ですからそういう海岸線でありますけれども、さっきの話ではないですけれども津波等の危険性もございません。安心安全の町でございますので、そういう利便性をアピールしながらこれからも進めてまいろうかと思っております。

そういうことで、あとはその方の満足度がどうかということなんですけれども、昨日のテレビの放送ではないですけれども、窓を開ければ、あるいは窓の外を見れば自然が見れるということで、東京では見えない、東京は0ですけれども、田舎では100%見れるということで、非常に価値観があるんじゃないかと思っております。そして今の若者達は、東京の移住センターという所がありますけれども、そこで30代40代の方でふるさとの方が良いという方が47%ぐらいいらっしゃいます。で

すから、そういう田舎思考が強まっておりますので、是非こういうことに乗じていこうかなと思っております。それは東日本大震災以降、若者の考え方が変わってるんじゃないかと考えております。それからこれまで格差がございました光通信基盤整備ですけれども、これを来年からは本格的に整備をしておりますので、これが大きく効果をもたらしてくれるものと期待をいたしております。

それから新幹線の話ですけれども、これは調査をしておりますけれども、非常になんと申しますか、今、フリーゲージトレインが苦戦をしておりますして、試験において車輪の軸にひびが入るということで、非常に34年度は開通は厳しいのではないかと申されております。そうしますと線路の引き込みが2年ほど遅れますので、平成36年ごろになりますので、9年後ぐらいの開通になるのではないかと、今新聞報道等では申されておりますので、遅くなるかと思っております。

それと、トンネルは一部が借地で一部が誰の所有もないわけですが、これをただでお借りするわけです。トンネルの前の入り口ですね、これはそれぞれ田んぼの所有者がいらっしゃいます。まだこの議会で、あまり用地交渉等もあるものですから進んでは言えませんが、その辺のところはご理解をいただきたいと思っております。その後の視察のあとですけれども、諸々フリーゲージ等の問題で遅れております。31年の9月、3年9か月後ですか、それには作業ヤード共々撤収ということで、計画ですということで解答をいただいておりますけれども、たぶんこれが遅れると思っております。31年の9月に、3年9か月後、もし借りれば廃道は借りたいと思っております。

塞ぐ場合にしても、一番新幹線側の所に高低差が30m近くありますので、入り口と出口が高いです。その出口の新幹線側の一番高い所に穴をほがして空気を抜くような設備は必要かと思っております。盛土で20m程度塞ぐそうでございます。そういう計画になっております。幅が大体7mでございます。そして天井高が5mから5m50cmぐらいあります。一部には幅10mの区間が2、3か所あるかと思っております。延長が340mですので、非常に利用度が何でも出来ます。今は温度が、塞いでおりませんので外気とあまり変わりませんが、塞ぎますと16℃前後ぐらいが期待できるんじゃないかと考えております。前にも申しましたが、もしそういうことが可能ならば、映画館とかレストランとかアスパラガスとかワインの工房とかですね。そういう飲料水の保存とか、いろんな活性化ができますので、時間を掛けてどなたかにやっていただく。これも誰かどなたかにやっていただかないと町営では無理でございます。そういうシェフの方とか、映画を経営される方とかそういう方に呼びかけをしながら、いろんな知恵を出しながらやっていければ一番いいかなと思っております。

登壇での説明を以上で終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

#### ○8番（森敏則君）

まず、この人口ビジョンの分析が非常に我が町の問題点というのを指摘し、よく分析をされております。これは高い評価で、これを作られた方は敬意を表すところでございます。それによってこの総合戦略というの、素案とはしてありますが、なんとか目途がつくような形ではなかろうか思うんですが、これではやっぱり物足りないということなんですね、私どもとしては。じゃあどうしたらいいかということで、この総合戦略の中に、このPDCAというのが実は書いてあるんですね。こ

れはずっと、昨日からの質問者の中にも PDCA、PDCA と言って、今、恐らくこのあと有線放送で聴かれて、何をいっているのかとしか思われたいです。しかって私は日本語でいきますので、P、計画ですね。計画において、まず町長、何が大事かということをお答えいただきたいと思います。いかがですか、計画においては。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

計画において大事なものは、いわゆる何と申しますか、状況、今の状況がどうなのかということですね。それと将来的にどんなことが想定できるか。過去にどういう失敗、反省があったのか。それをまずもって計画を立てる。昨日、大石議員からも話がありました基本計画の話と同じでございまして、そのようなことをあらゆる材料を求めて計画を立てるということですね。まずはやることです。スピード感をもってやらないと。それを計画を何年でもかかってやったら大変なことになりますので、計画はスピードを上げて作るということが私は前提とっております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

そうですね。町長のおっしゃるとおりです。それに加えて、やはり、まず目的と目標を立てる。それを成功させるというのが、やはり計画を立てる上の段階では、これが一番重要ではないかなと私はそう考えます。是非今の二つの目標、目的、それを成功させるということを眼中に置いていただければいいかと思っております。

次に、実行においての町長のお考えの中で重要な点というのはどんなことですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

実行におきましては、日々、毎日点検をすることですね。そして、常に進捗管理と申しますか、そしてお互いに情報を共有しながらやるべきではないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

もう正しくそのとおりですね。点検と進捗管理。加えてですね。加えて私が申し上げるには、やはり実行をやり遂げる、最後までやるということが 1 番大事じゃないかと思っております。先程、元消防団長の議員さんが質問をされまして、計画の段階でこうだったんだけど上手くいかなかった。あれは訓練だからいいのです。あれは訓練だからいいんです。失敗してもいいんです。訓練は失敗するためにあるんです。しかし、こういった部分は、失敗は我々の商売感覚でいえば損益になるのです。失敗したら損になるんです。成功したら益がでるんです。ですからやり遂げる。まずはやってみる、挑戦してみるというのが大事だと思っております。

次に C です。C は評価、チェックというのは横文字ですから評価です。評価についての町長のお考えの中で重要な点をお伺いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは計画、あるいは実施をしてきて目標に対して本当に達成できたかということなんですね。手順に間違いはないかもう1回反省をして、効果がどうあったのかということまで調べることがチェックかと思っております。今丁度、役場の職員は2年前からPDCAを入れておりまして、事務はすべてそれで行っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

正しくそのとおりでございましてですね。まずは仕事の進め方、やり方、これをチェックするのが一番大事と私は思うんですね。その進め方にあたっては、町長1人では出来ないんです。やるにあたってはやはり役場全体、町長を中心に各課長のリーダー、それを下の人達が一体となった形の中で進めないとこれはできない。更には地域住民の人達の協力が必要です。それをどうやって、俗に言うモチベーションを上げるか。横文字はいかんやった。士気を上げるかなんですね。士気を上げるかによって、成功するかしないかによって結果がおのずとして出てくるのではないかなとそういうふうに思っております。

それでは最後のAです。これは改善と書いてありますけれども、アクション。この点について重要な点はどのようなのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、いわゆる先程した評価が反省をしましたので、それを修正してもう一度またプランに戻るのか、あるいは再び違う別の行動で動くのか、バージョンアップするのか、もう止めるのか、その辺の判断をする時期じゃないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

流石、町長ですね。今のような形の中のサイクルを続けていくと、恐らく今度のビジョンも成功していくんですね。一番、私が考える大事なものというのは、この評価を次のステップに行くときに、反映させることなんですね。ここを失敗したから次に行くというこのサイクルをどういう周期で点検されたのかわかりませんが、役場内でこのサイクルをどのくらいのペースで皆と共有されていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは役場の仕事もいろいろありまして、例えば土木とか建設関係、水道課とか、それはひとつの事業があります。そうしたらそれをいかにして、いつまで設計をしていつまで発注して、あるい

は用地買収をして、いつまで終わるかということでやるわけですけれども、そういう協議は、私としては1回出せと言います。出して、後は議会がずっと、定例会がありますのでそこで予算措置あたりにも必要になりますので、それは課長なり、担当係長がPDCAをしながら修正していきます。ただし、往々にしてPが全くできてなくて、それが本来4月に予算がついて、議会の予算もあるわけです。すぐして良いんですけども、これがなんらかの理由で用地買収が遅れる場合はPが10月、12月になる可能性があります。Pがですね。Pはできますけれど、いわゆる実行ができませんのでCができません。そういうことでいろいろもろもろありますけれど、私としては1回です。そして途中議会がある時に、あるいは設計変更あたりがある時にPDCAで何でかということを知っていて、もう一回バックしろとか、もうやめろとか、そういう指示をするようにしております。ですから私としては1回です。課長、係長については常にチェックはしていると思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

そうですね、トップからの指示は1回で結構かと思います。そのあとのリーダー、各課長がどのくらいのサイクルでこのPDCAをやっているか、これが重要なんですね。例えば、毎朝の朝礼の時に、ここはどうなっているこうなっている。大概、私どもの商売の場合は、日々日替わりメニューですから、毎朝朝礼でやります。このことによって今日よりも明日、明日よりもその次というような形にもっていく。俗に言う、さっき言いましたモチベーションを上げていく。皆でやろうぜという話なんですね。これをやっていくということで、是非取り組んでいただきたいと思っております。

本題の通告書の内容に入りますが、まずはこの結婚支援事業について、講師を呼ぶということでしたが、私はもういいでしょうという感じはあるんですね。それよりも、それよりもそれこそ計画を立てた中での実行。いくら素晴らしい講師が来られて良い話をされたって、本当にそれが実現するのかといたらそうじゃないんですね。したがって、もっと現場に入ってやった方がいいんじゃないかなと思います。町長どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今までは婚活で、今、県会議員になっておられますごうまなみさんです。あの方が婚活のサポート事業をされておりましたので、あの方を呼んで、男女、その婚活に参加する人を呼んで、いろんなマナーとか、相手に伝え方とかということ、男女別々、出会いをさせる前に教育をしながらしたのですけれども、なかなかあまり成果もでません。

次は、町内の喫茶店といいますか飲食店にお願いしまして婚活事業をしました。2年ぐらいやりましたけれども成果は上がっておりません。ただ1組だけ、その婚活の該当者の方が、お店の方が違う時期に呼んでカップルがひとつ成立をいたしております。それは間接的な効果だと思いますけれども、その1組だけでございます。だからそれはもう止めようということで、ブランドウシーのことで、非常に農業委員さんが島原で実績があると、非常に何組でもまとめる、そういう女性の方だということであられたものですから、是非その方を1回やって、そしてそれは地域で婚活支援をします。いわゆる町民皆でやろうということでございます。おせっかいという言われ方もしますけど

も、ここら辺で1組まとめたら、100千円とかやっっていいわけですから、こういう結婚対策を具体的にやるしかない。それと一番良いのは今進めております集落点検です。集落点検をしますと、この家に誰がいるということがわかります。結婚の願望があるかどうかと、プライバシーまで入って調査をしたいんです。それを34地区全てマッチングさせればいいわけですが、それをやるためには5、6年ぐらい掛かると思います。とりあえず今5地区だけでも、予算が許せばまた何地区か要望がある所を加えながら、そういう人口減対策と併せて、婚活も重要課題でございますので、進めてまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

おいおいそういった部分も成功に繋がるのであればやっていただきたいと思っております。

次に、ここのビジョンの中に求められているのが結婚祝い金の経済的支援というのがあるんです。結婚するにあたって経済的支援というのはちょっといかかかなものかなと思いますが、こういうのが求められている現状、これは現状なんですね。順番からいったら安定した雇用の供給、次が結婚祝い金等を欲しいという人、次にイベントをやっって欲しい。昔は考えられないような要望が出ていると思うんですが、この辺については、本人に任せるしかしょうがないじゃないかというような私の考えです。したがってこれについてはもう終わります。

次が、求められる子育て支援。これについては9月の定例会におきまして、持ち家奨励金と共に今回第2子まで50千円ということで改善をされましたが、私が言うのは実はバランスなんです。持ち家奨励金も確かにあれはボーナスで、ひょっとしたら食いついてくるかもしれませんが、私どもがつい最近行った市町村の行政視察の中では、その町の材木を使ったら、材木を使って家を建てたら2,000千円と。やはりちょっと制限した形の中で、町を活性化するちょっとひっかけてあるんですね。ですから今回は、他所から来た人には2,000千円と。確かに銘を打つのは良いかもしれませんが、どうしてもこの子育て支援の方のバランス的に、やはり子育て支援の方にももう少し力を入れた方が良くないかということで、実は9月の議会の方では私は反対をしましたね。ですからその辺の意図もあって、今日もこうしてお話をさせていただいているんですが、是非、この子育て支援について、あと例えば、申し上げた100千円、あるいは200千円、そういったところまで考えられませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは地方創生、今議員がおっしゃったように人口ビジョンとか総合戦略で、KPIという数字が上がっていると思いますけれども、そこが何人増やすかということで上げております。例えば0を、5か年で20組婚活をしますよ、成立させますよというのが目標になっております、成果の。それをやるためにはなんらかのやはり経済的支援をしないと、なかなか魅力がないものとなっておりますので、今議員がおっしゃるようになんとかその辺を、28年度予算で、ふるさと納税あたりを使ってなんとか出来ないかなと。単発的になりますけれども、それをやっって5年間でなんとか人口減少を幾らかでも抑えようという気持ちはありますので、是非検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

これは同僚議員からも、昨日、給食費なんかもでていましたが、やはり昨日は町長の答弁の中では、一度給食費を補助すると恒久的になってしまうんじゃないかなという心配をされていますが、今の考え方からいけば、一次的に東彼杵町を銘打つには、給食はこれからの4年間、町長の在任期間中はただですよ。これは渡邊町長というのは長崎県中に知れ渡りますよ。こういった政策、独自の政策というのが、私はせっかくやるのであれば必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

昨日、吉永議員にお答えしましたとおり 32,000 千円ぐらい財源になります。限定ということで、住民の皆さんがご理解していただければ一番良いんですけれども、それが何で不平等だという言い方をされますので、なかなかそこまでは踏み込めません。しかし、そういう皆さんが限定でもいいんだという世論が上がっていけばやれないことはありません。ただしこれは、今税収がかなり上向いております。ここ2、3日、安倍さんも、臨時給付金ではなくて、30千円ずつ65歳以上の方には交付をするということになっております。そういうことで税収が上がってくれば、今交付税も増やすような話もしております。その辺で目途がつけば良いんですけれども、ここ5年後ぐらいが非常に厳しくなってくるんです、財政的負担が。今、水道とか下水道とかあっておりますけれども、この辺の償還がまた始まってきますし、福祉組合がきます。そうしますと、逆に今度は今の交付税が、総合会館とか、繰上償還しましたですね、あれの理論償還分が手厚く来てたんですけれども、それが全く0になります。概ね今の財政計画では100,000千円ぐらいずつ来年度ぐらいから減っていくんでないかと。そうなればその財源をどこからもってくるかということなのです。ですから、議員の言われることも分かりますけれども、どこかを絞らなければなりません。職員の給料をまさか切るということもできませんし、皆さん達も努力をされまして定数も1名減されました。それはもうそういうことが可能ならば、そういう合理化をやっていただいて、財源を産んでいけば貴重なあれです。10%カットされて1名減でも4年間では40,000千円ぐらい金が残ります。ですから、これはしっかり来年度の予算には、議員さんの定数削減の効果ですよということをアピールしながら、住民の方にもお知らせをしようかということで、予算編成ができないかと考えておりますので、財源が許す限り頑張っていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

議員削減について、町民にアピールする必要はございません。そういった意味でやったわけではございません。東彼杵町がどれだけの定数によって議会が運営できるかというのが大前提の中での定数削減並びに報酬というのが、実は報酬については削減したのは私は反対です。やはりそれなりの議員としての資格を持つ人が手を挙げていただいて、それなりの収入をいただく。町長だって一緒です。町長だって今半額ですけど、課長より低い町長の給料では、これはモチベーションは上

がらないですよ。モチベーションではない士気、士気が上がらない。したがって、やはりトップに立つ人は、せめて自分の部下よりも多い給料は貰うべきだ。そして、その分仕事をしっかりやる。というのがやはりトップセールスというか、そういった一番の役割じゃないかなと、そのように考えております。ちょっと話がはずれてしまいましたが。

次に、3番目に移ります。移住を考える上での生活コスト。確かに生活面、所得はどうなるのか。こっちに来た場合は果たして生活できるのかというのが、恐らく他所から来た人というのは、一番心配なところだと思います。それを行政がどれだけカバーできるのかというのが、そう易々と、町が税金使って保護するような町というのは、そう易々はないかと思うんですが、幸い、うちは移住者については2,000千円という俗にいうボーナス、家を建てればですね。しかし、家を建てない人はそのまま来て、借家に若干の補助金がでるくらいでそんなにメリットはない。それよりも先程言いました子育て支援の方を注目して、そっちの方に目を向けたほうが良いんじゃないかなという考えです。ですから、この人口を増やすという意味の中では、今8,300人だったですかね、8,300人がやがて3,300人ぐらい、2060年ぐらいには3,300人ぐらいになると。努力をすればそれ以上になる。努力をすればではなくてするべきです。どうしてもできないというようなところは、もうこれは自然減ということで、それは目をつぶらないと仕方がないと思っております。

この今回2,000千円の定住奨励金、移転して来られた方。やはり冒頭、紙谷町長時代に、これは1,000千円だったんです。町長が就任された時点でこれを半額の500千円にされたんです。そして今度はそれを、紙谷町長を越える2,000千円にされたんです。これは確かに画期的なものと思っております。ですから、これはこれとしてもう進んでいるんですが、これをやはり目玉商品に、今度はもっていかなくてはならない。じゃあこれのアピールの仕方を誰がやるのか。これを昨日からも誰がやるのか。そして誰がするのかというのも話がでております、それが町長のトップセールスです。そのためには、本当は副町長もいて、町長が自由に動けばいいんですね。そういった形の中でこれを進めていただきたい。そういうふうに思っております。

私ばかり言って、答弁させないで申し訳ございませんが、次の新幹線問題も交流人口に繋がるものですから、関連した形の中で、私はこれは全く別もので質問したわけではございません。

交流人口に繋がるこの新幹線のトンネル用地、町長も利用したいというような意思でございました。したがって、これを全力投球していただきたい。そうすることによって、この町の魅力というのが一段と注目されて、やはりちょっと東彼杵町のあの新幹線の跡のトンネルに行ってみようかと。そういった、何があるんだろうということで、興味を沸く。それこそワクワクするような施設につくっていただきたい。是非お願いします。再度答弁をいただいたんですが、その具体的な案としては、先程、映画館、レストラン、ワイン工房とかおっしゃいましたけれど、本当に今、あのトンネルを今使おうと。もう今、鉄建構なんかが退任して今使わせてくれと言ったら、実は苺の苗を育てる倉庫としては最適みたいなんですね、低温倉庫で。是非、そういった意味の中で、いろんな使い方があると思いますが、この他に、先程言われた他に、この新幹線の利用、そしてその前の段階なんですが、鉄道機構とどのような交渉を進めるのか、その辺のところもお答えいただければと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。



○町長（渡邊悟君）

まだ、概略無償で譲渡できるかという話あたりをしておまして、それは可能だということで、払い下げも可能だということで、全国でも 2、3 か所そういう所があるみたいですが、しかし、なかなかまだ大きく発展しているというのはあまりないようでございます。それで、態度は、あと 2 年半くらい余裕があると思えますけれども、それまでに具体的にどういうふうに使いたいということをしなければならない思っております。そうしますと、手前の方の水田あたりも返還しますので、それを買取しなければなりません。それからトンネルの入り口付近の農地あたりが地上権設定あたりが入っておりますので、これの継承とか、その辺がでてきますので、そういうものをしていけば良いかなと思っております。土地の同意あたりがいただければ一番良いかなと思っております。

それと利用度はホワイトアスパラあたりを、付加価値の高いものをとか考えております。それから、現場に行った時に私はちょっと話しましたが、高低差が 30m ございます。もしかしたら、スキー場のできるんじゃないかと、ふと考えました。そういういろんな使い方があるんじゃないかと思っておりますので、是非、そういう龍頭泉の活性化も含めながら検討できればと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

まず、鉄道機構との交渉なんです、平成 31 年の 9 月までがタイムリミットということなんです、やはりこれは積極的に、絶対にこのトンネルを町の発展のために利用するのだというような心構えでやらないと、入り口付近に土地の交渉がどうだろうかこうだろうかと、そういうのは私にお任せください。既に話はついております。そのくらいの勢いでやらないとこれは間に合いません。

うちは苦い経験があるでしょう。トンネルの泥を埋め立てて工業団地を造りましょうなんて言っただけで、なにひとつ準備ができていない。これは準備不足ですよ。そして継承不足、町長からの繋ぎが悪かったんですね。そういうことを、やはり失敗して良いんですよ。失敗は成功の元ですから。失敗した後もう一回。先程、ですから冒頭にこの PDCA を、いかに次に今の失敗を反映させるか。これが一番重要なんですね。したがって、その鉄道機構との話は、是非、積極的に毎日でも通って顔を見せ、名刺を毎日置いてくる、しつこく。そういった気構えありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

毎日は無理ですけども、行く機会がございますので、是非そういう機会を作りたいと思っております。それと地方創生のまち・ひと・しごとの内閣府にこの話をしました。是非、地方創生の一貫でならないかということで。そうしたら、これはならないということなんです。今までのやり方と一緒にしないかということなんです。ですから、これはたぶん私は地方に雇用を生む、若者が定着するという大きな目玉になるから、正に地方創生でしょうと話したら、それは今までのハードつくりと全く変わらないから同じと言われました。いや、私は違うと。国のそこに 400,000 千円掛けたトンネルをむぎむぎ塞ぐのではなくて、それを活用するんですよ。そこら辺は違うでしょう、今までのやり方と。と言っておりますけれども、なかなか長崎県出身の女性の参事官かどなたか

だったですけれども、なかなか厳しい状況でございます。財源がまず問題ですね。それとあと昨日浪瀬議員からでておりましたクラウドハンティングという方法がございます。誰が投資をしてくれるか、そして雇用を生むか。それは東彼杵町の一つの目玉になるかと思っておりますので、全力で取り組みたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

頼もしい、全力で取り組むというような答弁をいただきましたので、是非この件については実現に向けて是非取り組んでいただきたいと思っております。なお、交付金の対象にならないということ町長がおっしゃっている。その部分については自信をもって、自分の自信をもって、これを高官の方に交渉すれば成ることです。為せば成る、成らぬは人の為さぬなりけり。ですからその辺なんですね、やるかやらないかなんですよ。昨日から言われました誰がやるか誰がするのかなんです。町長がやるんです、これは。町長がやらないと誰もしません、この交渉事は。是非、これを実現に向けてやっていただきたい。入り口の交渉の件は私が立ち会ってお手伝いします。そのくらい私も自信をもって、今の地権者の人達とお話を随時進めておりますので、是非、トンネルの利用については、しっかりとした考えの中で進めていただきたいとそのように思いますが、再度、町長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この辺がちょっと、用地交渉を進めているということはちょっといかなものかと思っております。まだまだちょっと早いかなと思っておりますので、そこはちょっと削除しなければかなと思っております。そういう今まで、森議員がおっしゃったように残土処理とか、あるいは道路の付け替えとか、全く新幹線が通りましたけれど、恩典が全くありません。ですから、恩典をなんとか鉄道機構にも、是非、機構の局長ともよく知っておりますので、要望に行きながら、議員さんの力も借りながら、是非、そういう面にも局の方から助成できないか、その辺をお願いにまいろうと思っておりますので、その節は議員さんにもよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

是非、町長も昔のこねがあるでしょうから、その辺のところを上手に使って、やっていただきたい。そして、この交流人口の一番のキーは、こういった、今度米倉庫の方もいろんな人が来て、うちの息子なんかはそのアドバイザーみたいなことをやっていますが、やはり誰がやるのか。私は息子達にも発破かけているんです。ですから、本来であればこの人口を残すには、自分の後継者、例えば、私ども議員の中でも、恐らく1人か2人ぐらいしか、3人か。町長も、あまり言ったらいけないか。やはり、自分の息子が東彼杵町に戻ってこない、自信をもって私みたいに言われないうんですよ。私は幸い戻ってきていますので、堂々とお話をさせていただいているんですが、やはり役場職員の方々も一緒なんです、確かに、職場がないから他所の市町村に出て行くのはいたし方な

いかかもしれません。それを改善していくその雇用体制、企業を呼ぶとか、それは町長の仕事ですよ。是非その辺のところを、頑張って死に物狂いであと3年間やっていただければ、更に渡邊町長はこれは素晴らしいなど、もっともっとやらないかという話も出てくるかも知れませんが、それをやらないと。あれ渡邊町長はやらないなということがあるかも知れませんが、是非、私は発破かける意味で言っているんですが、悪い意味にとらないでいただきたいと思っております。是非、今後ともますますご活躍されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで、8番議員、森敏則君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。11時より始めます。

暫時休憩（午前10時52分）

再開（午前11時1分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。一般質問を続けます。

次に、3番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

先に通告をいたしておりました件につきまして質問をいたします。

始めに将来人口についてであります。政府は2060年に1億人の人口を維持する目標を掲げ、各自治体に総合戦略の計画作成や施策の実行を求められ、2016年度には108,000,000千円の新型交付金の創設がされております。

町は2060年度の人口目標を5,600人と想定をしました。日本全体の人口が減少する中、地域間の人口の奪い合いではなく、出生率向上を目指すことが重要だと考えます。出産や育児環境、結婚支援事業等の充実を更に進めることも必要であり、県のほぼ中央に位置する利便性を全面的に打ち出し、働く場所が他市町でも、豊かな自然環境を利用し、子育ては東彼杵町でを推進する考えはないか伺います。

次に、教職員数についてであります。少子化による児童生徒の減少などを背景に、財務省が公立小中学校の教職員数を大幅削減する方針を決めました。教職員定数は、児童生徒数に基づく学級数等で算定する基礎定数と少人数指導やいじめ、不登校など特定の教育課題に対処するために配分される加配定数からなっております。町内小中学校の実状を踏まえ、どのような考えを持っておられるかお尋ねをいたします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

質問にお答えをいたします。まず将来人口でございます。人口につきましては、国勢調査が終わりまして、これまで10年前から5年前までは150名ほど減っておりました、年間ですね。それがこの5年間では、120名ぐらいにブレーキがかかっているということで非常に嬉しい限りと思っております。ご質問の、子育ては東彼杵町でということでございます。その背景といたしましては、

長崎県の中央にあると。あるいは交通の利便性が大きい。働く場所は町外でもいいんじゃないかと。豊かな自然がたくさんあるじゃないかということで議員からのお考えはどうするかということでございます。

まず子育てに必要な環境条件というのを考えて見ますと、病院それから商店街、娯楽施設。これは東彼杵町ではすぐには対応は無理かと考えております。そういうインフラ整備はかなりの金額が要りますので、非常に厳しいと。幼稚園とか保育園は町内で可能かと思っております。今、昨年から認可保育園も1園増やしまして恒久的な財源が必要にはなりましたが、これは子育て支援のその部分だと考えております。それで東彼杵町で今生活する子ども達は、少子化でございまして。だからこの少子化を実現するためには、何が必要なかでございます。もちろん少子化対策を実現して子育てになりますので、対策は結婚していただくこと。そして、後は出生率の向上を目指すことであるかと思っております。いろんな要素がございまして、結婚したいけどもハードルが高いと。あるいは1人目の子どもが持てないというハードル。それから欲しいが持てないハードルとかいろんな少子化に対しては原因が違いますので、それぞれの対応策を考えなければならないと考えております。

まず結婚対策ですけれども、婚活イベント。先程、森議員にもお答えしましたとおり、いろんな事業を組み立てながら支援体制を構築しながら、積極的に人と人とが繋がるようなことをやっていこうと考えております。それと結婚祝い金制度。これも制度設計等ができればと、来年度予算に反映できればと強く思っております。その未婚化でございまして、今日の新聞にあがってありました長崎県の未婚率は、男性が36.85%、全国39位ということでありまして、長崎県は順位は低いんですけど4割ぐらいの方が、全国で高いのがどのくらいかはわかりませんが、半分位上がるかと思っておりますけれども、結婚をしていないということですね。それから女性が28.5%。全国では8位でございまして、1/4ぐらいですか。4割の方がされていないのかなということで考えております。解決するのが最も難しい課題だと考えております。ただ、経済的支援だけでは解決できないことがあろうかと思っております。それなりの収入がある方は結婚を止めて、そのまま独身で暮らすという方もかなり多いと思います。それと昔は、仕事場が出会いの場とかありましたけれども、今はおせっかいとか上司とか友達とか、友達はあるかもわかりませんが、ご近所の方々が何歳ぐらいまでに結婚せんねと。そういう年齢規範といいますか、その辺がなくなって社会構造が変化しているんだなということで、そういうことに気付かない人がたくさんいるんじゃないかなと思っております。

次に出生率の向上対策でございまして、安倍政権が掲げております1億総活躍社会の実現ということで出生率を1.8ということで挙げております。非常に新聞等では非現実的だということで指摘がございまして、これもそういう発表をしないと、国民に少ないんですよとアピールしないとダメでございまして、やっぱり町民の方に、十分出生率が低いということは伝えていかなければならないと思っております。そうしないと、東彼杵町は1.02とか東京と変わらないぐらい低い時もあります。26年が1.2ぐらいですかね。非常に少のうございまして、危機感を持って、皆さんに出生率の向上することの必要性を訴えていかなければならないかと思っております。

1人目の子どもさんを持つためにも、保育サービスの充実とか勤務先での仕事と子育ての両立を支援する仕組みですね。いつでも休んでいいですよという構築をしなければならないと考えており

ます。これも、先程申しました国でできるものか、行政ができるものかいろいろ問題がございます。2人目以降の課題となりますと、これは父親の育児の参加とか、女性の5割ぐらいが妊娠、出産を期に退職をしておりますので、非常に厳しゅうございます。3人目以降になりますと今度は、逆に教育費とか経済的な負担が一番のハードルになってるんじゃないかと思っております。そのためには、多子世帯には今200千円の出生祝い金をやっておりますけれど、この辺も経済的支援の有効なものをもっと打てれば一番良いのかなと考えております。

そういうことで、決定打というのはなかなか難しいわけでございますけれども、結婚を目的としないような婚活ですね。この人は良い人だとか、この人は素晴らしいとかと思えるような出会いの場を作ること。例えば、私も以前から言っておりますけれども、ボランティア活動あたりで草刈作業でもいいです。一緒にご飯を食べて草刈作業をして、そういうことで繋がる人というのが一番私は理想的じゃないかと思っております。したがって、今、消防団あたりで今女性の方も入ってきておられますので、独身の女性あたりを入れることによって消防団繋がりでも結婚ということもありえますので、そういう機会をどんどん増やしていこうと思っております。

それから、これはあまり相応しくはございませんけれども、フランスが何で出生率が回復したかといいますと、これは婚外子ですね。これはできちゃった婚といいますか、これが結婚のハードルを下げる一つの事実婚といいますけれども、非常に一考に値するものということで高く評価をされております。そういう中で、今、どんなことができるのかということで、概算調べてみますと、中学生までの医療費の無料化となりますと、初診料を無料化としますと7,000千円ぐらいですみます。しかし、これを全て無料化としますと12,000千円ぐらい恒久財源が要ります。この辺は何とかできないかなということで、今県内波佐見町と東彼杵町が検討もしてないと新聞に一度載りましたけれども、これは決して、検討はしてあります。検討はしてるんですけども議員さんからも質問が何度かあっておりますので検討はしております。新聞としては、捉え方で職員がどう答えたか分かりませんが、検討はしてないとしておりますけれども、検討はしております。是非これもなんとか当初予算にでも計上できれば一番良いのかなと思っております。

それから学校給食費につきましては、先日からいろんな質問がっておりますけれども、32,000千円は必要かと思っております。

それから保育料の無料化となりますと、43,000千円ぐらい必要になります。もちろん、これは平成26年度に認可を一つ増やしましたので、14,000千円ぐらいの経常経費が増加になっております。

出生祝い金の増額、結婚祝い金の設置ですね。それから質問があつてました学校の入学時の備品などの助成。あるいは、奨学金貸付制度の無利子化とか助成とか、こんなものを考えていかなければいけないと思っております。

それと、それに関わるものとして、前提といたしましては、住宅対策が一番必要かなと思っております。東彼杵町は総合戦略でも一流の田舎を謳っておりますので、移住若しくは転入してくれる方の住まいの確保。これに全力を挙げて今調査等を行っております。併せて財源が許せば、公営住宅にとかねがね言っておりますけれども、なかなか着工の運びになりませんが、何とか住宅も造りたい。それと民間の力を借りての住宅の整備もお願いをしたいと考えております。

それと働く場所の確保でございますけれども、岡田議員は町外でもいいじゃないかという話があつておりますけれども、これにつきましては是非町内でも勤めてもらう。ウラノさんが3か年間で100

名の雇用計画を掲げておられますので、是非、町内の従業員の方もそこに就業をしてもらいたい。

それと民活をするために、あるいは地域を活性化するために町内で起業ですね今度は。業を起こしてもらって働く場所を確保してもらいたい。それとあとは継業といいますけども、これは農業の後継者。これは自分の子どもの後継者だけじゃなくて、昨日も申しましたとおり全ての農業の土地、機械、資材が全部揃っておりますので、それをお貸しいただいて、家も貸してもらって身体一本で、家族の方が全部来て経営をしてもらおうと、継いでもらおうということになれば、働く場所の確保になります。当然、子育ての支援もなっていくしますので、こういうものを含めて取り組んでまいろうと思っております。登壇での説明を以上で終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

教育長。

#### ○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員の質問にお答えをしたいと思います。教職員数につきましては、国の方で、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律によって国の方で定められております。これを基に県教委が学級数による教員、校長、副校長、教頭、教諭含めてですが、定数配当表というのを作って、これが基礎定数になるわけですが、それを定め教職員配置を行っています。例えば、千綿小学校のように特別支援学級を含め8学級のところは、校長1、教頭1、教諭は9名計11名。それに養護教諭、事務職員各1名総計13名ということになります。東彼杵町全体で、この基礎定数による教員定数は84名でございます。ところが学校によっては、不登校児童生徒が多く生徒指導上困難と思われる学校や、少人数指導を実施した方が良い学校。あるいは、国や県の研究指定を受けている学校。小学校の理科や英語、音楽などの専門の先生のいない学校などもあり、標準法による基準の学級数による教員定数配当表の教員数だけでは指導が不自由分であるという学校もいくつかあります。それらに対応するために、小学校専科加配や少人数支援加配、あるいは学習支援加配、児童生徒支援加配、県教育支援加配などの加配定数が設けられています。また、教育支援、複式学級支援、免許外教科解消、初任者研修にかかる非常勤講師なども置かれております。

各学校におきましては、教育の目的を達成するために定められた定数の中で日々懸命な努力が行われていますが、人員や予算に限りがあるため、思うような加配定数を受けられない学校も多いようです。現在、東彼杵町には、加配定数で加配された教員が5名おります。幸い東彼杵町は、町当局や議会の皆様方のご理解とご協力を賜りながら、臨時職員として教育委員会に教育指導員、6校それぞれに特別学級支援員や図書司書補助、学校事務補佐員、大楠小学校には複式学級支援員などの対応をしていただき、児童生徒理解や学力向上などに大きく貢献していただいているところでございます。

県の方の加配が限界があるなかで、大変ありがたく助かっているところであります。心より感謝申し上げます。現在、この町の臨時等の補佐員などが21名配置していただいているところでございます。

学校関係の教職員、あるいは、この臨時職員等併せますと110名ということになります。

そのような中、今年10月、公立学校の教職員定数について、財務省の財政制度等審議会におきまして2024年度までに児童生徒数の減少に併せて加配定数も含め教職員定数を337千人削減するというふうな考え方が示されたわけです。これに対して文科省は、中央教育審議会におきまして10月28日、教職員定数にかかる緊急提言をまとめ、教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教

育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員定数を、戦略的に充実確保するべきであるとの緊急提言を行いました。

また、町長さんから教えていただいたんですが、昨日の官報速報によりますと、文科省は公立小中学校の教職員定数確保に向け、新たな中長期的戦略を策定する方針を固めたようです。小学校の英語教育やいじめ、不登校問題対策、情報化、通信技術、ICT を活用した学校業務の効率化といった課題を整理した上で必要となる教職員数の規模などを提示し、今後の教職員配置や 2017 年度以降の予算要求に反映させる方針ということであります。

少子化が進む一方、本町でも児童生徒への指導は、近年、多様化、困難化している状況にあります。特に、障害の状態に応じた特別な指導を必要とする児童生徒の著しい増加。いわゆる特別支援学級の子どもの増加でございます。現在 14 名おります。子どもの貧困と教育格差、学力格差の拡大。いじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の更なる深刻化。小学校の英語化、情報化、通信技術の導入などが挙げられます。これらの多様な課題を抱える子ども達が、社会で活躍できるようにするための指導体制の整備は一刻の猶予もならない状況であります。学校が児童生徒に果さなければならない役割。昨日も申し上げましたが、学力の向上と自立する力の育成であります。その中で教育現場は非常に厳しい状況にありますが、学習指導上の教育課題に対応し、児童生徒や保護者や地域の付託に答え、信頼を得ることができるようにするために、まず県の加配、教員派遣を、来年度 4 校になりますが、全部の学校に 2 名ぐらいつつ配置して欲しいという要望を現在しております。また、町からの支援員の派遣につきましても是非継続してやっていただければありがたいと思っていますところでございます。

このように加配定数を含む教職員定数の充実をこれからも強く求めていきたいと考えております。登壇しての答弁を終わります。

**○議長（後城一雄君）**

3 番議員、岡田伊一郎君。

**○3 番（岡田伊一郎君）**

まず町長にお伺いをいたしますが、町の総合戦略に合計特殊出生率 2013 年 1.69 から 2019 年に 1.79 と目標値を挙げられておりますが、町長は以前これらを数値化するのはいかがなものかと答弁されたような気がするんですよね。先程答弁もありましたように、産みたくても産めない。それは本人の身体の都合もございませぬし、あとは経済的な問題。だからここに数値を挙げられたというのは国自体が目標値を挙げられているので、こういう義務化されたものになってしまったものか、町長の気持ちをお聞きしたいんですが。

**○議長（後城一雄君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

今回のまち・ひと・しごとにつきましては、将来人口ビジョンと、うちは総合戦略の 2 本立てになっております。その人口ビジョンにつきましては、年度を決めてどこまで持って行くかということで、人口を決めなきゃならないと一番大きな問題になっております。それによつての具体的な政策をどうするのかということですので、非常にこの場で言うのはふさわしくないかも分かりませぬ。絵に書いた餅みたいになりますけども、実際、個人的な結婚とか出産とかというのは個人的な問題

でございますけども、そういうマクロ的な捉え方でいけば止むを得ないわけですけども、本当に数値をだすのはいかなものかと思えます。そういうことを、逆に人口が減るということを教えることは非常に行政としては役目じゃないかと思っていますので、そういう国の示す案にしたがって作成をいたしております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に、先程町長も回答をされましたけども、子どもの医療費の問題なんですけども、独自に助成する自治体が確かに県内で増えております。県内 21 市町の内 8 割近くが助成を実施若しくは検討中となっている現状ですね。本来なら町長がおっしゃるように、これは日本どこに行っても平等にそういうのを受けられるようにするのが私は国の責任だと思うので、財源も私は国がすべきだと思うんですが、全国的には、それほど子どもの医療費は増えていないという見解がでております。むしろ経済的な問題で、受診を控えることで子どもの病気が悪化することの方が影響が深刻だといわれてるんですが、この点について町長はどのようにお考えですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まさにそれはそのとおりだと思います。経済的な負担があって受診できないというのが大部分でございまして、そこが一番大きな問題じゃないのかと思っております。そういう医療費の格差あたりも言われておまして、まさにそのとおりだと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それと、先程も町長はおっしゃられましたが、大手の会社、大企業の中で管理職の女性の方にアンケートを取ったら、出産、結婚を望むが約 3 割というのが新聞でも報道されてました。だから、出産とか結婚は周りが押し付けるというかそういうのではなくて本人の自覚の問題だと思うんで。そこでも、理想の子どもは 2 人から 3 人という調査結果がでておまして、少子化や未婚化が進んでいるのは若者の意識の問題もございしますが、社会制度の問題が大きいと、国立社会保障人口問題研究所の調べも、やっぱり結果もでていようございまして。環境を整えてもらうのが、やっぱりまずは子どもを産みたいというようになれるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

環境はもちろん同時並行でいかなければならないと思っております。まず結婚してもらうようにすることと、環境も併せてしないと。結婚はしてもらったは、しかし、全く政策が何もないじゃいけませんので、当然そこは並行して進めていくべきじゃないかなと考えております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。



○3 番（岡田伊一郎君）

次に、お金を使いすぎではないかと言われる意見があるかもしれませんが、土地を購入して新築された子育て世代の方が、15年以上定住されたら購入土地代を全額補助をする施策とか考えられませんか。思い切ってお金を少しずつ使うんじゃなくて、この目玉に掲げるそういう施策はいかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは15年間経って全額補助をするということですね。これは債務負担行為をしなければなりません。それもあまり後年度に借金を残すようなことになる可能性が十分あります。15年間というのは遠い話でございますので、そこまでは起債と全く同じことでございますので、どういうカウントになるか分かりませんが、慎重に検討はしてまいりたいと思います。そういう他所がやってないこと、そういう奇抜なアイデアをやるしかないかなと思っております。そういうことで、全部が、何処の市町村もそういうことをやっています。今回の人口ビジョンも、どこもあまり減らないようにしようということですが、実際減るわけですから、結婚しないわけですから。何のために人口ビジョンをしてるのか分からないような状況になっております。

いろんな今新聞報道でも、どこでもそういうことをやったって根拠がないということで、絵に書いた餅ということで十分批判されていますが、できるものから検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

私がこれを提案しますのは、申請された時点で基金の設置を行えば、何とか一遍に出すお金が大きいです。例えば、町の総合戦略にまちづくり支援交付金、みどりの基金等の見直しにより支援の充実というのがございました。こういう基金の使い方も再度検討する可能性ってございませんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

基金の見直しはふるさとづくり支援事業、これも含めてもうちょっと見直しをして、もっと有効活用できるようなことをしないと、今までの補助と同じようなことをしていたらどうにもなりませんので、十分検討していかなければならないと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

いずれ東京でも人口が減少する時期が到来すると予測されています。本町の一番の長所は、田舎の中でも交通の利便性はどこにも負けないと思っております。ですから、通勤可能な地域を拡大できる高速自動車道の通行料や公共交通利用者の助成についても検討をしていくのはいかがなものかと思うのですがどうでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これも何と申しますか、今高速道路自体が、通勤にはサービスがいくらか割引があつてと思ひます。職員もおります。例えば、時津町から通つてゐる職員もおりますので、この辺を含めてどうなのか。町内に何名来ておられるのか、高速を利用して。その辺であんまり効果がなければなんでもすけども、ニーズがどのくらいあるのかその辺を見極めながら検討していきたいと思ひます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

町内に來るのではなくて、町に住んでもらつて長崎とか佐世保とか。この前講演会でもありましたよね、佐賀付近まで。東京なんかは新幹線で、埼玉もずっと通勤範囲になつてますよね。そういう感じで。それで、財政の見通しでございますが、政府が案を練つておりますが、企業の多い都市の法人税収を自主財源の少ない地域に配る交付税に変換することで、格差を是正する案もだされております。法人住民税が地方交付税へまわす分を現行の 600,000,000 千円から 1,000,000,000 千円規模に増やす方向で調整されると報道されておりますが、方針が決定後はその増加分を少しでも財源として活用されるのはいかがなものでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まさにそのとおり、今一番期待しているのがその財源でございます。東京都あたりが法人事業税、法人住民税というのがものすごく多くございます。非常に格差がございますので、これを一旦引上げて、現在は法人税を 9% ぐらいに下げています。法人の住民税あたりをですね。下げて、カットされて、今吸い上げをされているんです、実際に。低くなつております。吸い上げじゃなくて、低く設定されております。それで我々小さい所は大変苦勞しておりますけども、これを東京あたりで全部、東京、名古屋とか愛知とか大阪とか大企業関係がいっぱいある所は、一旦吸い上げて、それを財政の弱い町村に分配をするといつておりますので、その大きな期待を今しておるところでございます。そうなりますと少しは楽になつていくと考えておりますが、これは 2017 年度以降になりますのですぐにはできません。大きな見直し等が今あつておりますので期待をしているところでございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に、教育長にお尋ねをいたします。教職員数について、先程教育長に答弁いただきましたけども、確かに特別な配慮が必要な子どもが近年増えておまして、個別対応の必要が増えております。教職員が既に足りていない現状であると言われてゐるんです。現在町だけではなくてね。県教委によりますと、本年度の県内公立小中学校の教職員数は 9,225 人で、財務省の試算に単純に当てはめると 2024 年度までの 9 年間で 460 人減ると試算されております。本町への影響も非常に考えられ

と思うんですよね。教育長は要望はするとおっしゃいましたけども、やはり国の基準が決まって、県教委も国の指導に従うとなってるんですが、この辺どのように考えられますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

まず第1番目に、先程申し上げました文科省の提言等に大いに期待をしたい。財務省が何とか翻意をしてくれないかなというふうなことでございます。

2つ目は、やはり400名くらい。削減にあたりましては、単純計算で1県700名くらいかなと思いますが、長崎県の場合ちょっと少ないので450、460名かなというふうな試算でありますけれども、本町にも影響がでてくるものと思います。そういう中で、県の加配関係は特に、これにあたりまして、本町でこの加配を受けている所は3校だけでございます。3校だけなんですけれども、それを今度4校になりますので、その4校分是非各校に2人ぐらいずつ配置していただけるように。特に生徒指導の支援関係とか、あるいは、今度彼杵小学校が新しくなりますので、そういう意味での生徒支援加配などそういうのに配置をしていただけたらと思っておるところです。若干先生方の教職員数の奪い合いになるところもあるかと思いますが、特色ある学校づくりをより推進して行く中で、こういうことだったらこれは支援加配等は要るであろうというふうな判断をしていただけるように、努力をしていきたいということが2点目でございます。

それから大変申し上げにくいところではありますが、町からの支援員の方々の働きというのが非常に大きくございます。特に特別支援関係では、例えばある支援員の方は、朝から子どもを迎えに行き、その子は不登校気味の可能性があるんですけれども、その子は中学生ですけれども。迎えに行き、連れてきて一緒にとにかく懇談をしながら毎日付き切りでいろいろな指導をしていたらと。放課後も卓球を一緒にしたりとか、共に過ごすことで子どもの心が非常に柔らかくなって笑顔がでてくるようになったというふうな校長先生のお話も聞いております。そういう意味で、特にこの特別支援関係の子ども達への対応と、不登校になりかけの子ども達への対応というのに町から派遣していただいております支援員の方々の貢献度というのは非常に大きゅうございますので、是非この部分でも継続をしていただければありがたいなというように思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

もう1点お尋ねをいたしますけども、今後通級指導などの特別支援教育が必要な子ども達に対応するためには、やはり教育長がおっしゃるようにサポートの人員が必要であります。教職員数の確保が最重要となると思うんですが、教職員数に余裕がなければ、県教育大綱で推進する確かな学力を身に付け自己表現ができる人材の育成、グローバル化に対応できる人材の育成、県内産業や地域を支える若者の地元定着の促進、ふるさと教育及び子どもたちを育み、見守る取組の推進、一人一人に目の行き届いた対応と関係機関における連携強化、子ども達の社会性の醸成及び体験活動の推進。これらを達成するには非常に困難が生じると思うんですよね。県の教育大綱で決めておりますので。特に私が今思うのは、ふるさと教育。やはり今まで学校の教育というのは、ここで小中学

校まで育てて高校に出し、大学は他所の地区という教育がほとんどだったと思うんです。私たちの世代もそうです。ふるさとの良さを見直して、ここで教育して外に出てもいいですけど、戻ってきてもらうような教育をするためには、どうしても余裕がなければ、今学力向上に向けての非常にサポートしなければいけませんので、だからこの定数という教職員数、加配定数を含めて真剣に取り組むべき必要があると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

通級指導学級の設置につきましては、これは特別支援学級の設置と同じように、通級学級が設置された場合、現在彼杵小学校にございますけれども、その場合には1人加配。いわゆる通級指導教室のための定員ということで、特別支援学級と同じように教員がつくようになります。これは加配というよりも、正規の方の配置になると思います。基礎定数ですね。

それから、ふるさと教育の件につきましては、先程もお話がありましたように、将来の担い手である子ども達が特にふるさとに関しまして非常に興味を持ち、そして将来に向けて将来を担う人間になってくれることを期待しているところでございます。ふるさと教育が子ども達を育み、見守る取組の推進という県の大綱の中にもございますが、これに関しましては、学校の特に社会科の授業などで、小学校では真剣に取り組んでいるところであります。中学校などにおきましても、教員ばかりではなくてふるさとの特にいろいろな歴史や伝統等にお詳しい地域の方とか、あるいは、保護者などの協力をいただいて、ゲストティーチャーなどとして来ていただいて指導を展開しているところがほとんどでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この教育につきましては、新聞報道でもあっておりますが、経済協力開発機構 OECD 加盟国の国内総生産 GDP に占める学校など教育機関への公的支出の割合が公表をされております。それによると日本は3.5%で、比較可能な32か国中スロバキアと並んで最下位ということで報道をされております。やはり同僚議員でもありましたように、教育の不足と貧困が社会の混乱を招くような報道もされております。私は同僚議員もおっしゃるように、教育が一番大事と思うんですよね。だから教育の重要性についても、町の教育委員会から県の教育委員会を通じ、国への要望活動をもっと推し進める必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員のおっしゃるとおりでございます。OECDの国際調査等で示されているように、日本の教員は、世界で最も長時間の勤務を行っているというふうに記されております。教員の業務の質の双方の増加というのは、時間外勤務の増加と研修時間の減少を招いておまして、学校がこのような新しい改革に、機動的に取り組むのを難しくしている状況にあると。また、現在、小中学校におきましては40人定員でございます。子ども達の数は1学級40名。あるいは特定の学年1年生、6

年生については 35 名などと改善はされてきておりますが、世界の他国の様子、特に欧米関係が大体 20 名から 30 名弱と、1 学級がですね。そういう状況にある中では、もう少し学級の児童生徒数に余裕がある、そして一人一人に目が届く教育ができるようになっていけば、もっと学力の陶冶等でもすばらしい成果が出るのではないかなというふうに思っておるところです。先程おっしゃいましたように、教育は国家 100 年の計と言われるように、非常に大切なものでございますので、教育現場が非常に厳しい状況にある中で、これを何とか改善して行って、先生方が子ども達に向く時間が確保できるように努力していければと思っております。以上です。

**○議長（後城一雄君）**

これで 3 番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を 13 時 15 分から行います。

**暫時休憩（午前 11 時 42 分）**

**再 開（午後 1 時 13 分）**

**日程第 2 議案第 79 号 東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について**

**○議長（後城一雄君）**

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 2、議案第 79 号、東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊悟君）**

議案第 79 号、東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

提案の理由が、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項及び第 19 条第 9 号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

総務課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり総務課長。

**○総務課長（森隆志君）**

代わりまして補足説明をいたします。東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。新たな条例の制定でございます。

先般の 9 月議会に東彼杵町特定個人情報保護条例を議決をいただきました。これは個人の権利、利益の保護を図ることを目的とした条例でございますが、今回の条例は、第 1 条主旨に書いてありますとおり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「法」としてはありますが、私のこれからの説明では番号法と表現させていただきます。

それぞれ番号法に規定された事務をいろいろ掲載されていますけれども、今回、番号法第9条第2項に基づく当町で個人番号を独自に利用する。あるいは役場内で特定個人情報の庁舎内の連携、庁内連携といいます。庁舎内連携を行う場合、これは利用ということになりますけれども、個人番号を利用する場合は、今回のどんな事務があるかということ条の制定が必要となります。

第19条第9号でありますけれども、同一地方公共団体内、役場内であっても執行機関を超える特定個人情報の収受。いわゆる役場と教育委員会、そういう関係。そちらの情報のやり取りについては、提供という言葉を使います。これについても、どんな事務があるかということ条で定める必要があります。今回その事務を定める必要ということで上程をしております。

第2条については、それぞれの文言の定義をしております。

問題は第4条でございます。第4条は本条例の中心的な条項でございますけれども、個人番号の利用範囲を定めております。まず第1項の3行ございますけれども、第1項の国の法、番号法第9条第2項を受けて個人番号を利用する事務としては、まず1行目、別表第1、町長部局あるいは教育委員会が行う9項目の事務については、個人番号を利用する町独自の利用事務とさせていただきます。別表第1をご覧ください。町長部局が6つ、教育委員会部局が3つ、この9項目の事務については、独自利用ということになります。

第4条第1項2行目でございます別表第2というのがでてきますけれども、2行目の別表第2、これにつきましては、別表第1の次に別表第2に掲げております表で見てもらったら分かると思えますけれども、別表第2の表左側の機関、町長部局でございますけれども、町長部局のある課が表中欄の事務を行うにあたって児童福祉法とか予防接種法とかございますけれども、こういう事務を行うにあたって他の課から、表の右側の課が持つ個人番号を利用した特定個人情報を得る場合には、庁舎内連携を図る事務としてこういうものがあるので、21項目を利用事務として挙げております。これは庁舎の町民課とか税務課とか庁舎内連携の係る事務とかを21項目挙げております。

第4条第1項の3行目でございますけれども、3行目には法別表第2の第2欄に掲げておりますけれども、これは番号法の別表第2第2欄に掲げている事務については、国あるいは県あるいは各種公的機関、上部組織の団体が自治体等の他の団体組織より個人番号を利用した特定個人情報を得ることのできる連携事務として、120項目の事務がありますということを挙げております。番号法の別表第2第2欄の掲載がここにはありませんけれども、この表には120項目の事務が掲載をされております。これらの事務が利用範囲であるということで第1項に謳っております。

第4条第2項、これについては、別表第2の内容について左側の機関の町長部局が中欄の事務に限り処理を行う上で、表の右側にある特定個人情報を保有し利用はできますよという規定でございます。ただし、ネットワークシステム等を利用して他の個人番号の利用者、県とか法人とか年金保険機構とか、そういう団体から情報を受ける場合は、それはそれで条例化しなくても良いということを謳っております。

第4条第3項、これは町長や教育委員会が番号法別表第2の第2欄に掲げてある事務に限り処理をする上で、第4欄に掲げてある特定個人情報を保有し利用できますよという規定でございます。これも、ただし、ネットワークシステムを利用して他の個人番号の利用者から情報を受ける場合は、それはそれで条例化しなくても良いということでございます。

第4条第4項、これについては、他の規定によりまして特定個人情報を含む書面の提出が義務付

けられているときは、その個人番号等の情報を利用すれば足りうるものとしております。

第5条に入りますけれど、次に第5条ですね。これは提供のことを謳っております。第5条では、番号法第19条第9号で、町長部局が他の機関に特定個人情報を提供する場合は、条例で定める必要があるとなっております。このことは、今回条例の別表第3に掲げております。別表第3には3つの事務を掲げております。ここでは、情報を欲しい機関の教育委員会が、情報を提供できる町長部局、税務課等がほとんどでございますけれど、対して表に掲げている3件の事務に対しては地方税関係の特定個人情報の提供を求めた場合は、これを提供しなさいという事務でございます。

第5条第2項については、これも他の規定により特定個人情報を含む書面の提出が義務付けられている時は、その個人番号の情報を利用すれば足りうるものとしております。

最後の附則、この条例は28年1月1日から施行するとしております。以上が説明でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（後城一雄君）**

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番議員、吉永秀俊君。

**○2番（吉永秀俊君）**

1点お尋ねします。私はよく理解できないのですが、一応生活保護者に関しては、番号を利用するという事なんですけども、この前ちょっと学校関係で奨学金を町が出しておりますけど、それは保護者と保証人もいるわけで、そういったものの関連は番号の利用には関係ないのかお尋ねしたいと。

もう一つは学校関連ですけど、生活保護者にはこういう番号の義務付けはあるんですけども、準用保護世帯の児童についてはこれは何も書いてないんですけどもよろしいんでしょうかね。

**○議長（後城一雄君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

総務課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり総務課長。

**○総務課長（森隆志君）**

説明いたします。議員お尋ねの件は、教育委員会と町長部局のやり取りのことと思いますが、そのことは別表第3に書いております。いわゆる情報の提供でございます。教育委員会の事務を役場の方から税関係の情報を得たいという場合は提供に値しますが、今回、3つの事務、就学援助に関する事務、幼稚園就園奨励補助金、遠距離通学補助金。それぞれで確かに税の情報を得なければならない案件でございますけども、就学援助については保護者の所得状況を調べます。幼稚園就園奨励補助金については、課税、非課税、町民税の状況、これらの税の状況を調べます。遠距離については、税の滞納がないかこういう情報を調べますが、それぞれ3つの案件とも50件を超える、ないしはその前後の件数がございます。これについては、教育委員会が税務課にお尋ねをして、税の情報を得て事務処理を行っているということが現状でございます。それを今後も引き継ぐということでこういうものにしております。

ただ、お尋ねにありました奨学資金につきましては、毎年度、奨学資金の過去の状況を調べてみますと、だいたい1件か2件程度の申請があつておりました、最高でも過去5年間で5件程の申請のあつた年度もありますが、件数は少数です。少数のこともございますけれど、要綱の奨学金を申請するにあたっては、保護者本人が自分の所得証明書を持ってきなさいということになっておりますので、税務課に尋ねなくても保護者が持ってきた所得証明、あるいは滞納がしていない源泉徴収表などとか、そういうものをもって処理をしておりますので、それで完結するということとなります。それに基づいて審議を行いますので、改めて税務課に問い合わせをしなくてもOKだということで今回は奨学資金については対象外の事務として位置付けております。準用保護については、就学援助に関する事務ということで、この欄の中では謳っているかと思ひます。以上です。

失礼します。準用保護については、就学援助に関する事務のその中の規則等に事務の文言等が入っておりますのでそれに書いてあるということでございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第79号は、総務厚生常任委員会に付託します。

### 日程第3 議案第80号 東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（後城一雄君）

次に日程第3、議案第80号、東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第80号、東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてでございます。

提案の理由が、農業委員会等に関する法律等の改正等がございまして、農業委員会委員等の定数を定める必要があるため本案を提出するものでございます。これは、長崎県内初めての改正法の適応でございまして、東彼杵町が最初ということになります。詳細については、農林水産課長より説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

本条例は、この度の農業委員会等に関する法律の改正に伴うものです。なお、この法律は本年の9月4日に公布されております。また、この改正法は平成28年4月1日より施行されます。

法律改正の内容といたしまして、大きく3点が行われます。1点目が、農業委員会業務及び役割の重点として農地利用の最適化の推進の明確化。2点目が、農業委員の選出方法の変更。3点目が、農地利用最適化推進委員の新設となります。



今回の法律改正の目的であります1点目に挙げました農業委員会の役割の重点化である農地利用の最適化の推進の明確化を図るため、2点目に挙げました農業委員会の委員の選任方法が見直されます。農業委員の公選制から市町村長による任命制へと移行されます。なお、市町村長の任命にあたっては、農業委員の選任にあたり公選制に変わる地域の信任を踏まえた代表性の確保の観点から、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に農業委員の候補者の推薦を求め、併せて公募を行い、推薦及び公募の結果の公表義務と委員選任に対して議会の同意を得るものとなります。また併せて、改正法により農業委員会の委員の定数上限が見直されます。

改正法による農業委員会等に関する法律施行令に定められた基準に基づき、本町の状況に照らし合わせた場合には、農業委員の上限定数が19人までとなります。しかしながら、現行法、旧法でございますが、現行法による本町の選挙委員定数上限は30名であります。設定判断においてはその人数の半数程度とする国の方針から、また農業委員の選出にあたり町内を11地区に分けることも併せて、そのような状況を踏まえて、今改正法による見直しの農業委員の定数を14人として、提案しております条例の第2条の委員の定数といたしまして、14名で提案するものであります。なお、現状における本町の選挙委員定数は15名で、選任、推薦委員でございますけれど3名で計18名の農業委員でございます。

次に3点目に挙げました農地利用最適化推進委員の新設ですが、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員を設置しなければならないと規定されております。また、推進委員の定数は、農地面積、その他の事情等を考慮し改正法の施行令で定める基準にしたがい、条例で定めることとなっております。

この推進委員の定数基準は、施行令の規定により100haあたりに1名とし、本町の農地面積1,526haを100haで除した数値が15.2人となります。施行令の規定により1未満の端数を生じた場合には1切り上げとなることから、農地利用最適化推進委員の条例定数上限を16人として、第3条におきまして推進委員の定数を16人で提案するものであります。

附則でございます。本条例は平成28年4月1日から施行いたします。なお、現農業委員にあたりまして、附則2でございますが、現行法による農業委員会の選挙による委員の定数条例については、廃止となります。経過措置といたしまして、本町の農業委員の任期が28年の6月14日までとなります。その間までは、農業委員の選挙による定数条例に基づいた農業委員の定数ということになります。以上で説明を終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。7番議員、浪瀬真吾君。

#### ○7番（浪瀬真吾君）

今回、11地区に絞られるという課長の説明でございましたが、今まで農業委員の方は町内18名じゃなかったかなと思っております。そういった地区の編成はどのように今度新に選出をされる地区。それとこの推薦を地域の方からしてもらおうということでもございましたが、その推薦人をどのようなメンバーの方で募集されるのか。立候補式もあるかというような答弁もございましたが、そういったメンバーの方はどういった方を選出をされるのかお尋ねいたします。

#### ○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

推薦におきましては、農業者からの推薦又は農業者が構成する団体からの推薦という形になります。その推薦にあたりましては、本来地区の方から推薦ということで、こちらからのこういった方々という指定はできないという状況になっております。

地区につきましては、現在農業委員さんは18名でございますが、内3名が選任委員でございます。選挙委員ではございませんで、15名が選挙委員ということで、地区割りににつきましては、現在15地区です。15地区ということで今回の改正法におきまして、農業委員となる方の要件がございます。その要件としまして、半数を、認定農業者で過半を占めるという規定が設けられております。ただ、この場合、本町に認定農業者が、数がそうたくさんいない場合、今回提案いたします14名の農業委員の8倍、112名になりますけれども、それよりも現行の認定農業者の数が下の場合、下回ればその過半要件が緩和されます。例外規定が適用されます。その場合には、認定農業者の0B若しくは認定農業者の経営する家族ということも農業委員の委員としての候補としても挙がって参ります。

そういった関係の中で、農業委員となる方の立場が制約されますので、現在15地区に分けておりますけれども、そういった調整の中で、そういった地区からの推薦というのが、非常に調整が難しくなるだろうという現農業委員さん等の協議の中で、地区の見直しを図っております。その中で、地区は11地区ということで行なっております。その15地区を基本としておりますが、農家数又は農地面積、そういったものを考慮しまして、従来2つあった地区を片方ずつ編入制という形で行っております。

その地区割りににつきましては、まず一つ目の地区ですけれども、小音琴、大音琴、浦、口木田地区で1地区としております。2つ目に蔵本、金谷、本町、下三根を1地区。3つ目に東町、橋ノ詰、赤木、上杉を3つ目の地区。4つ目に山田、樋口、川内、飯盛を4つ目の地区。5つ目に法音寺、菅無田、坂本をくくって。6つ目に中尾、太ノ原、太ノ浦を6つ目の地区。7つ目に八反田、西宿、東宿。8つ目に瀬戸、駄地。9つ目に平似田、木場。10地区目に中岳、遠目、蕪。11地区目に里、一ツ石という形で地区割りを予定いたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

選出の委員さんを地域から出していただくのはわかりますが、具体的にどのような方に案内を出されて地域から推薦をしてくださいと、具体的な人を尋ねたのであります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

選出の地域の中での選出の進め方としましては、まずは地区の区長さんあたりにご相談をし、且つ農事関係に関係します実行組合長さん、そして認定農業者の方々。サポート役としまして従前まで農業委員会として係っていただいた方。そういった方の中で、その地区の中でご協議等をいただいて、推薦をいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

補足があるそうですので、町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

定数 14 名というふうにお願いしておりますが、先程地区を説明しておりますように 11 地区になりますけれども、地区からの推薦としては 11 名を予定しております。後残り 3 名でございますが、農業者団体からの推薦というのも農業委員として設けなければいけませんので、現在農業者の団体としましては、農協、共済からそれぞれ 1 名ずつ。今回法の改正の中で第 3 者的な公募による枠も設けなさいということで、1 名を公募枠ということで計の 14 名。農協につきましては、長崎県中央農業協同組合からの推薦が 1 名、長崎県北部農業共済組合からの推薦が 1 名、公募からの 1 名と。計 14 名という形で農業委員の枠を考えております。公募につきましては立候補制となっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

公募については、立候補制ということでございましたけれども、その決定は執行部の方でされるのか、いろいろまた委員さんを集めて決定をされるのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

選考にあたりましては、先程説明しましたように、推薦並びに公募の結果を首長は公表する義務がございます。公表いたしまして、その方々の、候補者の選考委員会というものを設けると、公正を期すためになっております。候補者の選考委員会を開きまして、選考委員の中で協議をいたしましてそれを町長に提案するという中で、選定をするような形になっております。答申をするという形になります。

一応、公表をした後、その内容については選考委員会の中だけで話した結果を町長に答申するという形で、最終的には町長が指定をしまして議会の同意を得るという流れになってまいります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

ちょっとお尋ねしますけども、農業委員さんの定数が 14 人になると、推進委員さんが新に 16 人になるということですが、この委員さんが 2 つできたということで実際の実務的な仕事といますか、内容はどういうふうになるのか。特に推進委員さんもこの農業委員さんの会議の中に入って、例えば 3 条とか 4 条とか 5 条の審議をした場合の議決権というか、そういうものが発言権を含めてされるのかその辺をちょっと。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

現行の農業委員会の業務といたしましては、法令業務がございます。これは、いわゆる農地法に基づく農地の移動等に対する許可の権限でございますけども、これが一つ大きな役割のひとつでございます。その他、任意業務といたしまして、農地の利用調整又は農地の流動化等の促進、又は農業者に対する調査研究、情報提供というようなものがございますけども、そういった内容につきまして任意業務を、これを具体的に申しますと、今、新たに国が人・農地プラン又は農地中間管理機構等の事業を展開しております。こういった国との政策的連携を図り、その事業を進めるにあたって農地利用最適化推進委員というものを設け、その業務といたしましては、先程の人・農地プランなどの地域に入って地域農業者との話し合いの推進。農地の出し手受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化の推進。耕作放棄地の発生防止と解消の推進。農地利用管理機構と密な連携というようなことが、従来でもそういった任意業務としてあったわけですが、これを重点的に取り組むという中で、最適化推進委員が設けられているものでございます。

改正におきましては、農地法に基づく許可については従来の農業委員だけに付されたものです。最適化推進委員にはその権限はございません。

農業委員との連携でございますけれども、先程の推進委員におきましては、11 地区と区分けをしておりますけども、その地区内だけの配置になります。その地区に最低 1 名を配置しまして、関係する農業委員との連携を図って農地の最適化の推進を協力的に進めていくというような役割になります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようなのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 80 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第4 議案第81号 東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例

##### ○議長（後城一雄君）

次に日程第4、議案第81号、東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

##### ○町長（渡邊悟君）

議案第81号、東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、例規上の条文の整理及び町表彰基準の運用との整合性を図るため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

##### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

##### ○総務課長（森隆志君）

補足して説明を申し上げます。現在、町表彰を年に一回やっておりますけれども、表彰の基準の運用におきましては、現在の条例とはそぐわない点がありますので、今回はその整備を行いたいということでございます。

特にどなたのところかといいますと、第2条第1項第2号の非常勤特別職、これにつきましては、現在の条例では15年以上その職務にある者ということでもありますけれども、基本的に現行の運用については、退職した者を表彰している状況でございます。辞められた方を表彰しております。これについては、県も県民表彰をやっておりますが、それに準じた形でやっております。今回の改正によりまして在職した者ということで、過去形で、辞められた方を表彰するというで現在の運用に併せた条例改正をお願いしたいということでございます。新旧対照表を見てもらったら分かるかと思えます。よろしくお願いいたします。

本則第2条第1項(1)号です。これは新旧とも略をしていますが、議員さんの12年以上あった者ということで現行どおりで、あった者ですから12年経過して止められた議員さんを表彰するというでございまして。

問題は(2)の2号でございまして、これが、これまではある者で現職でもいいんじゃないかという見解がございまして、過去、昭和の時代にも現職でありながらやってしまった方もいらっしゃいまして、そのものを今回整理をしたいということございまして、申し訳ございませんけれども在職した者という表現でございます。ただし、消防団員これについては15年で経過して辞められては困りますので、別に列外に出しました。3号として消防団員といたしましては特別としてその職にある者ということで辞められたうんぬんじゃなくて、現役でも表彰するというでございまして。消防団員を外に出しましたので号ずれが生じたので、こういう号の略になっておりますけれども、今回新に5号を副町長及び教育長、前回までは副町長、助役、収入役。助役、収入役というのは現在の情勢には適用しませんので、これを新に教育長を設けました。教育長が特別職になりましたので、副町長、教育長によっては15年以上在職した者ということでございます。

2項、3項、4項については号ずれが生じたもの、あるいは、変更すべきものを通算しても可とい

うこととございますので、その条文改正を行っております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第 81 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号、東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 5 議案第 82 号 東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第 5、議案第 82 号、東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 82 号、東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を、平成 28 年 1 月 1 日以後に納付または納入する際に使用する納付書または納入書に記載するよう省令の改正が行われたため、本町税条例等の一部改正を 3 月 31 日付けで行っていたが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年 9 月 30 日に公布され再び記載しないこととされた。

これに伴い、3 月に改正した一部改正条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

### ○税務課長(三根貞彦君)

今回の条例改正は、提案の理由にありますように本年3月に専決処分を行いまして、6月に報告した一部改正条例の一部を改正して、税条例の改正を行うものでございます。今回の改正は番号法にかかるものでして、来年の1月1日施行になります。そのため、まだ施行をいたしておりませんので、改正条例を改正して行うものでございます。新旧対照表でご説明しようと思うんですけども、これは直接今回の改正条例に挙げている説明ではなく、これを適用した場合の改正後の条例ということで見ていただきたいと思います。

それでは新旧対照表をご覧くださいと思います。2ページにあります第2条第3号は納付書についてでございます。第4号は納入書について、それぞれ用語の意義を規定した条文でございます。納付と納入につきましては先の議会でご説明しておりますので省かせていただきますけれども、本年3月の改正時点では、法人番号を記載するよう省令で定めてありました。提案の理由にありますように、その省令が改正されまして再び記載をしないということになりましたので、3月の一部改正条例の改正規定の一部を削って、改正前の条例に戻す改正でございます。ですので、左に旧を3号4号と記載しておりますけれども3月に改正したらこうなったんですけども、また元に戻したと。右の新しい条例になるというふうなことでございます。

2ページの後段にございますけれども、第36条の2の改正以下、3ページの第63条の2及び第89条の改正、4ページにいただきまして第139条の3の改正及び第149条の改正でございますけれども、個人番号はそれぞれ個人に振る番号なんです。それぞれ税目で説明が入っております。新旧対照表で見れば、旧条例を見ていただければ分かると思うんですけども、先程の第2条の第3号に法人番号については記載をいたしておりましたけれども、また元に戻したということで、法人番号についての説明といいますか文中にでてくるところがなくなったものですから、削ったことと併せて、先程言いましたように個人番号と同じように、それぞれの条例の中に法人番号についての記載を持たせるために、今回、それぞれのところで改正する内容をおいて改正したものでございます。

最後になりますけれども、5ページでございます。附則でございますけれども、(平成27年3月31日条例第11号)といった附則でございますけれども、これは先程説明いたしました改正条例の附則でございます。その中に先程申し上げました第2条第3号及び第4号の施行期日が入っております。28年1月1日と入ってるんですけども、そこの一部を、この改正を行いませんから第2条第3号及び第4号を削って施行させるというふうなことで行っております。最後になりますけれども、戻っていただきまして、この条例は公布の日から施行するというふうなことにいたしておりますけれども、本年12月中に施行させまして、従前の改正条例が溶け込まないうちに改正を行います。本日議決いただいた後に、すぐに公布手続きをとって施行させたいと思っております。以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

### ○議長(後城一雄君)

それではこれから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長(後城一雄君)

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第 82 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号は委員会付託を省略することを決定いたしました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 82 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号、東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 6 議案第 83 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第 6、議案第 83 号、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 83 号、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由としまして、水質汚濁防止法の改正により、下水道に排除される規制物質の排水基準を改定する必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長課長。

○水道課長（山口大二郎君）

下水道施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表をつけておりますので、そちらをご覧くださいと思います。条例第 10 条では、下水道法第 12 条の規定に基づきまして、基準に適合しない下水による障害を除去するための施設を設け、また必要な措置をしなければならないと規定しております。その規定する物質は政令で定められている基準になりますが、条例第 10 条第 1 項第 10 号に規定しています今回の指定物質でありますトリクロロエチレンの基準値が、公布は 9 月に公布されましたが、27 年 10 月 21 日施行されております。10につき 0.3mm 以下。これが従前の基準値でありましたが、0.1mm 以下に強化されているため同一の基準に今回改めるものであります。若干トリクロロエチレンについての特徴とございますか補足説明をさし



あげますが、この物質については主に機械部品の脱脂、洗浄といたしますか、油をとる洗浄剤に主に使われるようなものでありまして、そういう性質がございます。

基本、本町の下水道区域の中に特定施設というものはございませんで、16年から供用開始をしていて水質検査をしておりますけれど、そういう中でも監視項目で検出した物質ではございません。

しかしながら、監視していく基準項目の中には、改定された場合は基準値は改めなければならないということになりますので、今回改訂をさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第83号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員会付託を省略することを決定いたしました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第84号 個人の町民税に係る東彼杵町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例

日程第8 議案第85号 東彼杵町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第7、議案第84号、個人の町民税に係る東彼杵町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例。日程第8、議案第85号、東彼杵町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 84 号、個人の町民税に係る東彼杵町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例。

提案の理由といたしまして、本条例は、昭和 59 年度分の個人の町民税について特別の減税を行うために制定された条例で新たに適用することはないが、税の変遷を見る上で今日まで廃止していなかった。例規集のシステム化により過去例規として整理することが可能となったため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

議案第 85 号、東彼杵町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例でございます。

提案の理由といたしましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が平成 19 年に新たに施行され、本条例を今後適用することがないため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

代わりましてご説明いたします。議案第 84 号でございます。提案の理由にありますように、59 年度分の課税に特例を設けた条例でございます。特例の内容としてちょっと調べてみましたけれども、配偶者控除額と扶養控除額又は基礎控除額に 7 千円を加算して住民税の所得割計算を行うというふうな特例がその当時あってみたいでございます。提案理由に書いておりますように、税は最大 7 年間補正することができるんですけども、7 年後に失くしておいてもよかったんですけども、過去はいろいろどうなってきたのかなと見る上で、結構そのまま残しているところが多くございます。インターネットでちょっと調べてみたんですけども、全国でもまだ残しているところがあるみたいです。平成 20 年でしたか本町の条例がシステム化がされまして、過去例規ということで、現在、整理して見るができますので、そのまま残しておいてもよかったんですけども、今回、過去 59 年から 30 何年経っておりますので、廃止させていただくというふうなことでございます。

併せまして、議案第 85 号でございます。これは固定資産税の特例の不均一課税を謳った条例でございます。平成 9 年 6 月 16 日までに該当するような資産。建物と償却資産がございましたけれども、あった場合 3 年間 9 割に均一課税を行うというふうな条例でございました。最高平成 12 年度までが、この条例の適用を受けることになるんですけども、これにつきましては先程のような理由で今日まで残っておりますので今回併せまして整理を行った場合でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

それではこれで質疑を終わります。お諮りします。只今議題となっております議案第 84 号、議案第 85 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 84 号、議案第 85 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 84 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 84 号、個人の町民税に係る東彼杵町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例は議案のとおり可決されました。

これからから議案第 85 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号、東彼杵町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

## 日程第 9 議案第 86 号 長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 9、議案第 86 号、長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 86 号、長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置についてでございます。

提案の理由は、行政不服審査法の改正に基づきまして規約を定める必要が生じております。共同して設置しておりますので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

議案第 86 号、長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置について説明申し上げます。今回、改正行政不服審査法が先月 11 月 26 日に公布されました。改正の内容としましては、住民の審査請求。これらの公平性の向上、あるいは使いやすさの向上とか救済手段の拡充とか、住民の方が行政庁に対して不服申立てをし易くなるような環境を作ろうということでございます。

しかしながら、その不服を審査する機関を各自治体に設けなさいということが改正になっております。審査会も設けなさいということでございますけれども、各自治体に審査があるかないかの状況によって、その審査会を各自治体に設けるのはちょっと難しい点があるという意見がありまして、21市町村の担当者が寄りまして協議をしました。5月から研究会を4回ほど重ねて協議した結果、審査会については、書いてあるとおり7市6町5組合の18団体で共同設置をしようということになりました。

86号の中に書いてありますように、平戸市から7市、川棚町から6町、福祉組合から5組合の18団体と一緒に共同設置するということになりました。審査会についてです。共同設置のメリットとしましては、各自治体の事務軽減、あるいは審査会の委員さんの確保が有利であると。あるいは専門のスタッフが居ると、確保できるということで、迅速且つ正確な手続きができるというメリットがありまして、実際、審査請求から答申、完結まで6か月ぐらい掛かります。そういう現状を打破するためにも、共同設置して事務の軽減を図るとというのが主な目的でございます。

規約の内容を見てもらったら分かると思いますけれども、まず、第2条、名称。長崎県市町村行政不服審査会、18団体で作ります。

第3条、執務場所は、長崎県町村会の中にあります事務組合であります。

第4条、委員でございますけれども、これは審査会の委員さんでございます。今のところ、3人を考えられております。弁護士、あるいは大学教授、あるいは行政職0Bの3名の予定をされております。

第5条、専門委員。これは審査会の委員の審議の中で、専門的知識を得たい場合は審査会長が専門分野の知識が必要とする専門委員を雇うことができるということにしております。税理士とか社労士とか専門的委員を雇うことができるということにしております。

第6条、事務職員は町村会等の中におります職員を1名負担をするということでございます。

第7条、経費の負担については、この18団体で作る審査会の経費については28年度当初予算で上程をされますが、約3,000千円程予算をしておりますして、各町の負担金は、均等割、人口割によりまして勘案されまして、当町は107千円を当初予算で計上予定でございます。107千円ということでございます。もちろん特別会計で処理をされます。

最後の施行日は4月1日からということで、各自治体の構成団体の議会の議決が必要ですので、今回の審査会の共同設置についてはご承認を賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第86号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 86 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号、長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。再開を 25 分よりいたします。

暫時休憩（午後 2 時 18 分）

再 開（午後 2 時 24 分）

#### 日程第 10 議案第 87 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に日程第 10、議案第 87 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算第 5 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 87 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算第 5 号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ 56,414 千円を追加いたしまして予算総額を 5,266,431 千円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算の主なものは、歳出において総務費に庁舎内インフラシステムネットワーク切り分け変更作業料など 13,926 千円、民生費に障害福祉サービス給付費、国民健康保険事業特別会計繰出金、児童健全育成事業委託料など 61,199 千円、教育費に ICT 機器移設設定業務委託料など 5,278 千円、さらに機構改革による人事異動等に伴う人件費の所要額等を計上いたしております。

歳入につきましては、特定財源といたしまして国県支出金 47,574 千円、町債 1,500 千円、それぞれ追加をいたしまして、一般財源に普通交付税 7,732 千円を追加をいたしております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 87 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算第 5 号につきまして補足してご説明いたします。

16 ページをお願いいたします。3 歳出、1 款 1 項 1 目議会費につきましては、職員の人事異動に伴います人件費の追加並びに職員の産休に伴います代替臨時職員の追加でございます。この後の人件費につきましては、人事異動等による科目の移し替えが主な理由でございますので、説明は省略をいたします。

17 ページにいきまして、2 款 1 項 3 目、財政管理費につきましては、14 節にふるさと納税の増加による代理納付システム利用料の追加で 152 千円。7 目、企画費につきましては、8 節に地方創生総合戦略会議の検証、見直しに係る委員の出務謝礼ということで 45 千円。

次のページにいきまして、11 節、13 節につきましては、本町出身の長岡安平没後 90 周年記念のイベント開催経費の計上でございます。10 目の電子計算費につきましては、12 節は年金機構の個人情報漏洩問題によって、庁舎内のイントラシステムを基幹系と情報系のシステムの切り分け作業につきましてセキュリティレベルの引上げによる変更作業が必要になったということでございます。2,970 千円。13 節は、選挙権年齢の引き下げに対応するシステムの改修費用として 667 千円でございます。13 目、公共交通事業費につきましては、辺地タクシー利用助成金は上半期の利用実績により今後の需要増に追加するものでございます。生活交通路線維持費補助金につきましては、JR 九州バス計上欠損額の限度額オーバー分の沿線自治体補助金として 715 千円を計上いたしております。

19 ページにいきまして、2 款 2 項 1 目、税務総務費、23 節でございます。これは固定資産税過年度還付金につきまして、住宅用地特例漏れによる返還金ということで 1,700 千円。

22 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費でございます。19 節 1,500 千円でございますが、シルバー人材センター運営費補助金につきまして、業務量の増加による軽トラック購入に対する補助ということで 1,500 千円追加をいたしております。28 節でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、保険料の軽減世帯枠の拡大と支援率の伸びによる基盤安定制度負担金の増額が影響したものでありまして 15,404 千円追加。介護保険事業特別会計につきましては、介護給付費の伸び、制度改正によるシステムの改修費等による繰出金の追加で 572 千円でございます。3 目の障害福祉費、扶助費でございます。それぞれサービスの上半期の利用実績によりまして、今後の追加費用に対する予算が必要となったものであります。特に障害福祉給付費につきましては、東彼杵郡内に 3 つの事業が新たに開設をされまして、それによって利用者の伸びということと、サービス利用料の増加が影響いたしまして 30,092 千円の補正額ということになったものでございます。

23 ページの 3 款 1 項 6 目、後期高齢者医療費につきましては、低所得者の保険料の軽減補填分といたしまして、繰出金を追加をいたしております。7 目の臨時福祉給付金給付事業につきましては、町民税非課税世帯の伸びによる対象者の伸びが影響をいたしました。900 千円の補正額でございます。

24 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費、13 節でございます。児童健全育成事業委託料の追加でございますが、これは放課後児童クラブでございまして、こども子育て支援新制度のスタート元年となりまして、障害児の受入れ強化、処遇改善費等の新しいメニューが追加をされましたことによる追加でございます。5,839 千円。19 節につきましては、チャイルドシート購入助成の申請者の伸びによる追加でございます。扶助費につきましては、乳幼児の福祉医療費の伸びによる追加でございます。

25 ページにいきまして、3 目、環境衛生費、簡易水道事業特別会計の繰出金の減につきましては、人事異動による人件費の減が主な減額理由でございます。

26 ページにいきまして、6 款 1 項 3 目、農業振興費につきまして、13 節の農業振興地域整備計画全体見直し調査業務委託料ということで、これは農業振興地域除外地の現況調査業務としまして 470 千円の計上でございます。

27 ページにいきまして、6 款 2 項 3 目、林道費でございます。これは林道虚空蔵橋の補修工事を優先することに伴います目内の流用でございます。

31 ページにいきまして、8 款 2 項 2 目、道路橋梁維持・新設改良費につきまして、11 節、14 節共に地元施工による町道改良の原材料支給事業に対する燃料費並びに重機借上げ料の追加、それから橋梁点検支援システム使用料の新規計上で、それぞれの額を計上いたしております。3 目の木場本線につきましては、現道部との接続部詳細設計が必要になったことによる目内の流用をいたしております。5 目の中尾本線改良事業につきましては、社会資本整備交付金の増額による改良工事の追加で 4,000 千円でございます。

32 ページ、8 款 5 項 2 目、公共下水道費の繰出金につきましては、これも人事異動による人件費の減が主な減額の要因であります。

36 ページに飛びまして、9 款 1 項 3 目、消防施設費でございますが、移動系無線局の免許有効期間が来年 5 月末で満了ということで事前の更新が必要となりますので、その申請手数料で 141 千円。

37 ページにいきまして、10 款 1 項 2 目、事務局費でございます。この内 8 節の報償費につきましては、いじめ根絶に向けた子ども集会参加者の児童生徒に対する記念品代といたしまして 65 千円。14 節は、子ども集会参加者の送迎用バス借上料としまして 180 千円の追加をいたしております。

38 ページにいきまして、10 款 2 項 1 目、学校管理費でございます。8 節は大楠小、音琴小の閉校記念品代といたしまして 1,200 千円。閉校記念式典の開催に伴います諸費用といたしまして 11 節に 500 千円。12 節の通信運搬費に 300 千円。同じく 12 節の ICT 機器移設教育機材運搬手数料につきましては、彼杵小の大規模改造工事に支障となるための一時的な移設手数料ということ、統合に伴います机、椅子等の資材の運搬費を計上いたしております。13 節につきまして、ICT 機器移設設定業務につきましても、統合に伴います移設設定費用といたしまして 4,800 千円でございます。

39 ページにいきまして、10 款 3 項 1 目、学校管理費につきましては、千綿中学校の体育館のステージ緞帳の更新費用ということで 250 千円を計上いたしております。

42 ページにいきまして、10 款 6 項 1 目、保健体育総務費でございます。これは全てロードレース開催費用の追加ということで、この内 14 節につきましては、選手応援者のシャトルバス、イベント資材の追加で 387 千円の追加でございます。2 目の体育施設につきましては、新港グラウンドベンチ屋根の台風被害による破損修理並びに千綿児童体育館の電球交換費用といたしまして 830 千円でございます。

44 ページをお願いします。11 款 1 項 4 目、27 年農地等災害復旧事業費につきましては、補助対象外工事の追加で 584 千円の追加をいたしております。

8 ページをお願いします。2 歳入でございます。11 款 1 項 1 目、地方交付税は普通交付税の留保財源の追加で 7,732 千円。9 ページの 15 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金でございますが、3 節の社会福祉費負担金につきましては、障害者医療費、療養介護給付障害者自立支援給付費、同じく通所

給付費それぞれの歳出所要額の2分の1でございます。国保基盤安定制度負担金につきましては、基盤安定への繰出金の内、保険者支援分の所要額の2分の1で6,555千円でございます。

10ページにいきまして、15款2項1目、総務費国庫補助金につきましては、選挙システムの変更業務の2分の1で333千円。2目の民生費国庫補助金につきましては、2節の児童福祉費補助金については、放課後児童健全育成事業委託料並びに地域子育て支援事業委託料の所要額の3分の1で6,936千円。4目の土木費国庫補助金につきましては、中尾本線改良事業に対する社会資本整備交付金の増額で、所要額の65%でございます。3,150千円でございます。

11ページにいきまして、16款1項1目、民生費県負担金につきましては、4節、社会福祉費負担金の内、後期高齢者保険基盤安定負担金につきましては、歳出所要額の4分の3で382千円。以下障害者医療費、自立支援給付費、通所給付費につきましては、国庫負担金同様にそれぞれ所要額の4分の1でございます。国保基盤安定制度負担金につきましては、保険者支援分の繰出しに係る歳出所要額の4分の1、同じく保険料軽減基準額の所要額の4分の3で、合わせまして5,775千円でございます。

12ページにいきまして、16款2項2目、民生費県補助金につきましては、2節の児童福祉費補助金の内、保育対策等促進事業補助金並びに放課後児童健全育成事業補助金につきましては、子ども・子育て支援制度への移行に伴いまして、直接補助といたしまして、国庫支出金へ移行したこと、3行目の子ども・子育て支援事業交付金として名称変更となったことによる減額でございます。長崎県多子世帯保育料軽減事業費補助金につきましては、低所得世帯の第3子以降の保育料の無料化に対するもので597千円でございます。

飛びまして15ページをお願いいたします。22款1項1目、土木債。これは中尾本線改良事業の増額に対する地方負担額の90%で1,500千円の追加でございます。

戻りまして4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正、彼杵小学校スクールバス運行業務委託料につきましては、来春4月からの運行に向けまして年度内に業者決定が必要となるものでございまして、契約期間は2年間を予定をしております。それぞれ18,000千円の2年分ということでございます。

第3表、地方債でございます。第3表、地方債補正につきましては、中尾本線改良に伴います公共事業等債の補正後の借入額の限度額、起債の方法、利率、償還方法の記載をしております。

1ページの歳入歳出予算補正につきましては、積み上げでございますので説明を省略いたします。以上でございます。

#### ○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。5番議員、橋村孝彦君。

#### ○5番（橋村孝彦君）

22ページをお願いします。19節のシルバー人材センターの運営費補助金でございますけれども、これは運営費補助金ですよね。当初予算とすれば、2倍までは行ってない1.4、5倍ぐらいのアップになるのかな。それで軽トラックの購入費用ということでございましたけれども、その1,500千円という金額も軽トラックにしてはかなり高めだなという感じを受けます。

それと、このシルバー人材センターにおきましては、運営費補助ということだったと思っておりますけれども、事業費多忙により軽トラックが必要になったということは、これは事業に係る設備投資に関



わる部分ではないのかなと思うんですよね。ですから、あそこは確かもう消費税の課税対象事業者になってるかと思えますけども、こういった助成金、補助金等々を出す場合ですよ、その必要機材機器、そういったものの助成補助というのの上限といいますか、そういったものはないんですかね。非常にこれは、このままの状態で行きますと限りなくそういったものの支出が増えそうな気がします。

それともう1点。車両ですから当然登録をしなくちゃいけませんけども、この名義は一体何処になるんでしょうか。以上、2点お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

運営費補助でですね。言葉を分ければよかったですけれども、今、おっしゃるように設備投資も運営費ということで捉えておりますので、これは備品購入でございます。ダンプトラックをですね。かなり年数を取っていますので、軽トラを更新するというので、併せて軽減を、そのなんですか作業の軽減を図るためダンプトラックを購入しようかと考えております。後は、上限は定めておりません。とにかく資材等については、普通は全部シルバー人材センターの利益の中で買われますけども、こういう特に大きな備品につきましては町の方で、最初のトラックも、あれは社協から確か払い下げて貰っていると思うんですけども、そういうことをしないととてもそういう財源等もございませんので、それはそういうことで、ご理解をいただきたいと思っております。

保険につきましては、今、シルバー人材センターで保険を掛けることが可能でございますので、諸経費は払いませんけども、そういう名義は全てシルバー人材センターで代表者は誰ということで、登録をするかと思えます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

確かに財源は無いんですよね。それは理解してはいるんですけども、しかし、あそこも消費税の課税事業者になっているということであれば、そこは一つの事業団体というふうに私は捉えるべきと考えるんですよね。ですから、あそこは労働法的にも非常に難しい問題がありますから、ここら辺の機器機材の購入につきましては、いくらかの、例えば事業を行って、全てが人件費として支払ってあるのか、少なくとも一事業団体という位置付けをすれば、若干の保留財源を。やっぱりシルバー人材センターにも100%を人件費として支払うんじゃないかと、財源の保留を少しずつでも積み立てていくような指導、こういったものも必要になってくるんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今おっしゃるような収益等が上がれば別ですけども、ほとんど実費に近い状態で人件費はいただきます。それに事務手数料が10%ですかね。いただきますので、ほとんど利益というのが残りません。したがって、繰越金ももう、今はようやく安定しまして繰越金が幾らか残るようになって

きまして、これからはそういう利益がでた場合は、今おっしゃったように準備金あたりで幾らかでも設備投資に充てる、そういう引当金をされるような体制になればということで指導はしていきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。只今議題となっております議案第 87 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 11 議案第 88 号 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 11、議案第 88 号、平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 88 号、平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出それぞれ 7,466 千円を追加いたしまして、予算総額を 7,987 千円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正は、土地開発基金繰出金として総務費に 7,466 千円を計上し、その財源として赤木地区町有地売払収入を計上いたしております。説明は以上でございます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。詳細につきましては財政管財課長から説明をさせます。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 88 号、平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款 1 項 1 目 28 節、繰出金といたしまして、土地開発基金繰出金といたしまして 7,466 千円。戻りまして 5 ページ歳入、1 款 2 項 1 目、不動産売払収入、土地売払収入 7,466 千円ということで、三根郷の赤木地区ですけれども、面積が 3,543 ㎡でございます。地目が現在原野でございます。この払い下げの収入を定額運用基金に繰出すという予算でございます。以上です。終わります。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今、地目が原野ということでございましたけれども、これは以前地目が畑になっていたんじゃないかろうかと思っております。それはいつの時点で、まず原野の方に変更をされたのか。

それと、これも以前から町有地の有効活用ということで、各委員会等でも何遍も言って、どうにかできないかということで執行部の方にも働きかけをしておりましたが、前の時にも委員会等で調

査に行きましたけども、その時は、今購入者がいるということで、事務手続きをしてるところであるというような説明で具体的な会社名等も挙がっておりませんでした。この現在購入されている会社とか、それをどのような手続き、どのような方法で、公募か何かされて売払われるようにされたのかそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

地目の変更をした時期は後で担当から説明をさせます。次の公募をしてるのかということですが、公募は一切しとりません。直接会いたいので、払い下げということになっております。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

地目変更を平成 27 年 7 月 2 日に非農地証明交付願いを出しまして、変更をいたしております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

7 月 2 日に地目変更ということで、それまでは畑地だったのかなという気がしておりますが、行政がそういうところの農地を持っていったということが、これまでに少し不思議な点がございませう。大体農地というのは、農家の方が所持するものであって、行政が持つておくような土地地目じゃないと思っております。

原野ということになったことで、いくらか購入時との価格の差がありますが、その辺の価格の整合性の説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

経緯をまず申しますと、平成 10 年 3 月 31 日に町が取得をいたしております。当時、坪単価が 11 千円で購入をいたしております。当時の、大体地方公共団体が払い下げる場合の単価というのが、適正な価格ということで払い下げをするわけでございます。当時のいわゆる鑑定価格を今年の平成 27 年の鑑定価格にスライドさせる。下落率をかけて、単価を修正して払い下げをしたという経緯でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

町が購入した時の値段が、11,789,332円でございます。平成10年の鑑定価格が㎡あたり4,520円でございます。平成27年の鑑定価格が㎡あたり2,862円。そうしますと当時の坪単価に平成10年の鑑定価格と現在までの下落率2,862円を割り戻しまして、坪数をかけて7,466,527円ということで、坪単価が6,966円です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

坪単価が約7千円。購入時が11千円。現在の土地の価格を一般的な比率というか基準からすれば、今の説明でも妥当な金額なのかなという気がします。ただ、先程町長の説明でありました公募は全くしてないということは若干ひっかかりますね。といたしますのは、やっぱり町民の方々がね、ぶっちゃけ話、この値段なら私だって買いますよってという人は結構いるような気がするんですよ。ですからやっぱりこれは、やっぱり町民に疑義をもたれないような価格あたりにするためには、やっぱりこれは何らかの形で公募した方が良かったのではなかったのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が判断をしまして、とてもあそこを買ってくれる人がいるかなという、今の路線価で考えた場合はとても。実際、買ったときのあれは路線価でなってますね。固定資産あたりの基準になっている基礎ですけれども、それになっておりますけれども、どうしてもそういう価格では7,000千円くらいで買う人はいるのかなというのが一番ありました。3反ぐらいで、1反あたりを2,000千円、3,000千円出して買われるかなと。道路は狭いし、宅地なんかにはとてもじゃないです。水道管にしましても。そしたらそれはもう、ほっといても今まで全然売れも扱いもしていないわけですから、どうにも町としても今までが眠ったままにしていますので、早い段階で払い下げた方がいいということで、公募にはしてませんが、公募した方がよかったかなと反省はしていますけども、そういう気持ちでございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

果たして買う人がいただろうかというのは、町長の独断、判断ですよ。私ね、あその土地は、私もちょっと我々グループで一次的に借用して芋あたりを作ったりして養生地を作った経緯がありますけども、あその土地は非常に良いんですよ。宅地としても良いし、いろんな意味でね。利用価値っていうのは私的な見方をすればね、こういうことを言ったらどうなのかなという気がしますけども、これくらいだったら私でも欲しいなど、実際なところそう思いました。ですから、それは町長の最終的な判断でしょうから。確かにあそこは長い間眠ってましたんで、ある意味売れたの

は良かったのかなという気はします。それはそれとして使用目的がどうなのかは知りませんが、健全な使用目的をされるんでありましようから、公募のやり方としましては、やっぱり若干の疑問が残りますけども、その辺も含めて何かございましたら。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

もう過去形でございますので、特にコメントはありません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

この町有地の売り払い収入。どういった経緯でこういうふうに売れたのかを第1点。私は、こういう町有地は、ここにかかわらず、なかなか利用されていない。ところが売れたということは、逆によっては良かったなど。なぜならば、そこに家を建てられるかわかりませんが、家を建てられることによって町に固定資産税とか入ってくるわけですから、非常にそういった面では土地は安かったかもわからないけども良かったなど。

逆にもう一つ、こういった町有地は他に有るのかどうか。もし有ったとしたら、そういうやつをホームページとかに載せて大いに欲しい人ありませんかと公募していないのか。そのところをお伺いしたいのですが。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

経緯というのは、ご本人さんから買収したいということで来られました。今まで過去何年ですか、27、8 年間眠ったままの活用されてない土地なんです。これから先町が持っても道路が非常に狭いものですから、延々と水道管を引っぱるとか下水道の整備とか。畑としては良いかもしれませんが、宅地としては非常に高低差があって造成費にまたかなりの金額が要ります。そうしますと、とてもこのままでは、活用ができないだろうということで売ったという経緯です。

それから他にもあるのかということですが、たくさん有ります。丁子屋後の跡地も全てインターネットで出してますけども、なかなか売れません。それから法務省跡地は売れましたが、平似田のコスモス公園、何と申しますか平似田の国道からの上り口、そこも出してます。宅地になりそうな所は出しておりますけども、なかなか今回の場所は一切出ておりません。だからそういう原野的なものは、まだ他にもたくさん有ります。そういうことです。

それから利用はどうされるのかわかりませんが、お店の移転をそちらにしたいという話をされておまして、資材置き場になるのかどうかかわかりませんが、家か何かを建てられる可能性はあるかと思っております。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。町長。

○町長（渡邊悟君）

利用につきましては、会社の移転と自宅を建てるということで払い下げの申請がっております。

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。只今議題となっています議案第 88 号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 議案第 89 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

日程第 13 議案第 90 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 14 議案第 91 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 12、議案第 89 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)、日程第 13、議案第 90 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)、日程第 14、議案第 91 号、平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 89 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) でございます。歳入歳出それぞれ 198 千円を追加いたしまして、予算の総額を 1,504,351 千円とするものです。提案の理由といたしましては、歳出の保険給付費に、退職被保険者等療養費の増により 100 千円を追加計上いたしております。また、保健事業費に新規事業追加により 14 千円、諸支出金に財政調整交付金等前年度精算に伴う返還額確定による 84 千円をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、県支出金と前年度繰越金を追加計上いたしております。なお繰入金につきましては、一般会計繰入金追加計上により、財政調整基金繰入金を減額し、財源更正を行っております。

次に議案第 90 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) でございます。歳入歳出それぞれ 1,926 千円を追加をいたしまして、予算総額を 908,273 千円とするものでございます。提案の理由が、歳出で介護保険制度改正によりシステム改修費、介護保険認定申請者数の増加に伴う臨時雇賃金など総務費に 804 千円を追加計上いたしております。

また、保険給付費 466 千円、地域支援事業費 164 千円、地域支援事業費の再確定による過年度返還金として 492 千円をそれぞれ追加をいたしております。

なお、補正の財源として国県支出金 482 千円、支払基金交付金 131 千円、一般会計繰入金 572 千円、前年度繰越金 492 千円などを計上いたしております。

次に議案第 91 号、平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) でございます。歳入歳出それぞれ 949 千円を追加いたしまして、予算総額を 100,949 千円とするものでございます。提案の理由が、歳出は、健康診査事業と保険料等納付金について、実績により増額が見込まれるため追加計上いたしております。

歳入は、基盤安定負担金に係る一般会計繰入金と、健康診査に係る諸収入を追加計上いたしております。いずれも詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

それでは議案第 89 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

予算書、歳出 9 ページをお願いします。2 款 1 項 4 目、退職被保険者等療養費 100 千円の追加補正を行うものであります。4 月から 11 月までの実績により不足が見込まれるため今回追加をお願いするものであります。

10 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費 14 千円の追加補正を行うものであります。説明に書いてますように、糖尿病性腎症重症化予防事業共同事業負担金を計上するものであります。

11 ページをお願いいたします。11 款 1 項 3 目、償還金 84 千円の追加補正であります。平成 26 年度に交付された国民健康保険財政調整交付金に返還金が生じたので追加をお願いするものでございます。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目、県財政調整交付金は歳出でも説明いたしました特定健康診査等事業費 14 千円が追加交付されるものです。

6 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目、国民健康保険財政基金繰入金につきましては、平成 27 年度分国保保険基盤安定負担金の実績により 15,404 千円を減額計上しました。

7 ページをお願いいたします。9 款 2 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、平成 27 年度分国保保険基盤安定負担金の実績により 15,404 千円を追加計上しました。

8 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目 1 節、繰越金 184 千円の追加補正であります。今回の補正の財源とするため留保しておりました繰越金を追加補正するものであります。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げでありますので説明を省略させていただきます。以上、よろしくをお願いします。

続きまして議案第 90 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。13 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目 13 節、委託料につきましては、介護保険法改正、平成 28 年 8 月施行の分に伴います電算システムの修正業務委託料として 584 千円の追加計上するものです。

14 ページをお願いします。1 款 3 項 2 目 7 節、賃金につきましては、訪問調査件数の増により 220 千円の追加計上をするものです。

15 ページをお願いいたします。2 款 2 項 7 目、介護予防サービス計画給付費につきましては、11 月までの実績を基に年間給付費を算出した結果、予算が不足するため 466 千円を追加計上しました。

16 ページをお願いいたします。5 款 3 項 1 目、介護予防支援事業費、13 節、委託料につきましては、11 月までの実績を基に算出した結果、予算が不足するため 164 千円の追加を計上しました。

17 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目 23 節、償還金利息及び割引料につきましては、過年度の地域支援交付金を精算した結果、返還金が生じたので 492 千円を計上するものです。

次に 5 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出

で説明しました介護予防サービス計画給付費として85千円を追加計上しました。

6ページをお願いいたします。3款1項1目、国庫の介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました介護予防サービス計画給付費の20%分として93千円を追加計上しました。

7ページをお願いいたします。3款2項1目、国庫補助金調整交付金につきましては、歳出で説明しました介護予防サービス計画給付費の8.5%分として40千円と4目、国庫補助金介護保険事業補助金につきましては、歳出で説明しました電算システム修正業務委託費の財源として国庫から2分の1の助成があり、291千円を追加計上するものです。

8ページをお願いいたします。4款1項1目、支払基金交付金介護給付費交付金につきましては、歳出で説明しました介護予防サービス計画給付費の28%分として131千円を追加計上しました。

9ページをお願いいたします。5款1項1目、県負担金介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました介護予防サービス計画給付費の12.5%分として58千円を追加計上しました。

10ページお願いします。7款1項1目、一般会計繰入金介護給付費繰入金につきましては、歳出で説明しました介護予防サービス計画給付費の12.5%分として58千円を追加計上しました。4目の低所得者保険料軽減繰入金については、1千円を計上しました。5目その他一般会計繰入金につきましては513千円を追加計上いたしました。

11ページをお願いいたします。8款1項1目、繰越金につきましては、歳出で説明しました過年度の地域支援交付金の返還金の財源として、前年度繰越金492千円を追加計上するものです。

12ページをお願いいたします。9款4項1目、居宅介護予防サービス計画費等収入につきましては、ケアプラン作成として収入が見込まれるため164千円を計上しております。

戻っていただいて、1ページ、2ページの第1表及び3ページ、4ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。

続きまして議案第91号、平成27年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。歳出の7ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費の13節、委託料は、当初450人の健康診査受診者を見込んでおりましたが、現在441人の受診となり50人分の439千円を追加計上しました。

8ページをお願いいたします。2款1項1目、保険料等納付金につきましては、保険基盤安定負担金の増により広域連合へ納付する保険料が増額となりましたので、510千円を追加計上しました。

戻っていただいて、歳入の5ページをお願いいたします。4款1項1目、一般会計繰入金につきましては、保険料等納付金等の増により510千円を追加計上しました。

6ページをお願いいたします。6款5項4目、雑入につきましては、健康診査委託料として全額広域連合から交付されますが、歳出で説明しましたとおり受診者の増により439千円を追加計上しました。

戻っていただいて、1ページ、2ページの第1表及び3ページ、4ページの事項別明細書は、これまでの積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で終わります。よろしく願いいたします。

#### ○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕



○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。只今議題となっております議案第 89 号、議案第 90 号、議案第 91 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 15 議案第 92 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 16 議案第 93 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 15、議案第 92 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 16、議案第 93 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 92 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出それぞれ 2,468 千円を減額いたしまして、予算総額を 796,166 千円にするものでございます。提案の理由が歳出につきましては、業務費の人件費を職員の人事異動により 6,769 千円、公課費 5,199 千円をそれぞれ減額をいたしております。また、給水費の修繕費 3,000 千円、建設改良費の工事請負費 6,500 千円をそれぞれ追加計上いたしてしております。

歳入では、前年度繰越金 5,425 千円、雑入 7,283 千円をそれぞれ追加計上し、繰入金 15,176 千円を減額をいたしてしております。

次に議案第 93 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出それぞれ 6,509 千円を減額いたしまして、予算総額を 426,891 千円とするものでございます。提案の理由が歳出につきましては、業務費の人件費 807 千円を減額し、施設費の人件費 7,316 千円を減額し、委託費 17,000 千円、補償費及び賠償金 4,000 千円をそれぞれ減額し、工事請負費へ 21,000 千円追加計上いたしてしております。

歳入につきましては、繰越金 1,127 千円、諸収入 1,109 千円を追加計上し、繰入金 8,745 千円を減額しております。詳細につきましてはいずれも水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。議案第 92 号であります。

9 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費、2 節から 4 節の人件費につきましては、ご説明のとおり職員の 4 月人事異動によります減額でございます。27 節の公課費につきましては、前年度還付確定実績による納付予定額としておりました余剰額 5,199 千円を減額いたしました。

10 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目、給水費の 11 節、需用費につきましては、施設の修繕費 3,000 千円の追加計上をいたしてしております。

11 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目、建設改良費につきましては、一般会計の方で土木費、中尾本線改良工事の計上がございましたが、これに伴います中尾本線の水道管の布設工事を並

行して行います。これの4,500千円並びに公共下水道事業に伴います水道管の布設替え、これは千綿宿の下水の配水管の布設工事の追加費用でございます。これの水道管の布設替えの2,000千円を追加計上しております。

次に歳入につきまして5ページをお願いします。7款1項1目、一般会計繰入金につきましては、今回2,911千円を減額しております。

6ページをお願いします。7款2項1目、財政調整基金繰入金につきましては、今回歳出と歳入を併せまして12,265千円を減額いたしております。

7ページをお願いします。8款1項1目、繰越金につきましては、前年度繰越金を5,425千円追加計上しております。

8ページをお願いします。9款2項3目、雑入につきましては、26年度課税期間分の確定に伴います消費税還付金等7,283千円を計上しております。

12ページから13ページにつきましては、給与明細でございます。

1ページから4ページは積み上げですので説明を省略させていただきます。

続きまして議案第93号、平成27年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。8ページの歳出をお願いします。同じく1款1項1目、一般管理費につきます職員人事異動によります人件費の減額でございます。

9ページをお願いします。こちら2款1項1目、下水道建設費の2節から4節の人件費につきましては、同じく職員の人事異動に伴う減額でございます。13節、委託費につきましては、執行残額17,000千円及び22節、補償補填及び賠償金の執行残額4,000千円を減額しまして、15節、工事請負費に同額21,000千円を追加計上しております。工事請負費につきましては、既に着手をしております東部地区污水管整備工事19及び下三根地区污水管整備工事13、いずれも低宅地の排水管整備でございます。ポンプの整備の工事を実施する予定でございます。

次に歳入の部で5ページをお願いします。4款1項1目、一般会計繰入金につきましては、今回補正分の調整額として8,745千円を減額いたしました。

6ページをお願いします。5款1項1目、繰越金につきましては、前年度繰越金を1,127千円計上しております。

7ページをお願いします。6款3項3目、雑入につきましては、平成26年度課税期間分の確定に伴い、こちら消費税還付金1,109千円を計上しております。

10ページから11ページはこちらも給与明細でございます。

1ページから4ページは積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で2案の説明を終わらせていただきます。

**○議長（後城一雄君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

これで質疑を終わります。只今議題となっております議案第92号、議案第93号は産業建設文教常任委員会に付託をいたします。

## 日程第 17 議案第 94 号 彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更について

### ○議長（後城一雄君）

次に日程第 17、議案第 94 号、彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 94 号、彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更についてでございます。変更箇所につきましては、金額が変更になっておりますので、変更前の金額が 87,303,960 円でございます。変更後の契約金額が 97,808,040 円でございます。

提案の理由が児童用の下足箱・教師用戸棚等経年劣化によりまして更新及び追加のため、工事請負額を増額する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するものでございます。内容につきましては、教育次長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

### ○教育次長（岡木徳人君）

それでは工事契約変更内容について補足して説明をいたします。

まず今回の工事の変更につきましては、校舎内の建具類の更新並びに追加設置ということで予定をいたしております。詳細につきましては、まず玄関に設置をいたしております下足箱、これを全て新しく設置しなおします。既存を撤去しまして新設の設置ということでございます。

次に教師用の戸棚につきまして、現在、旧校舎の方の 2 教室のみ設置がされておりますので、非常に学事を行う上で不便であるというふうなことでありますので、その既存の 2 つは下足箱と同様に撤去いたしまして新規を設置いたします。併せまして他の普通教室につきましても、7 教室分同様に教師用の戸棚を設置いたします。

それから児童用のいわゆる道具入れ、ロッカーですけれども、現在あるものがかなり老朽化をいたしております。また、児童数は減っておりますけれども、ランドセルの他に水筒や体操服入れ等、子ども達が学校に持ってくる品物も多くなってきておりまして、ロッカーが不足をいたしております。来年 4 月には大楠、音琴との統合によりまして児童数が増えてきますので、それらに対応するためにも今回古いやつ 2 教室分を撤去いたしまして、更新をいたします。さらに 7 つの教室につきまして、児童用のロッカーを新規に追加して設置をいたします。以上が工事の変更の内容でございます。

具体的な位置について図面で説明をいたします。資料につけております図面の 1 枚目が 3 階建ての新校舎の 2 階の部分の平面図になりますけれども、朱色で着色している部分が児童用並びに教師用の戸棚でございます。番号が図面にふってありますけれども、A 棟の普通教室 4 年 1 組の隣りが普通教室の多目的教室、ここに丸の中にアルファベットの K と下に 2 と書いてありますけれども、この表示番号が教師用のロッカーでございます。B 棟の方にも同様に新しく設置をいたします。アルファベットの K の下に 4 とか 5 の表示がありますけれども、これが児童用のロッカーでございます。校庭側の窓の下のスペースを活用いたしまして新しく作り付けを行うというふうに予定をいた

しております。

その裏面をお願いいたします。これが1階の部分の平面図になります。ちょうど図面の左側が玄関になっております。朱色で着色している部分が下足箱になります。これについては既存を撤去いたしまして新規に設置いたします。同じくKの下に2と書いて表示している分については、これが教師用のロッカー。それから普通教室の（あおぞら）は特別支援の教室でございますけれども、ここはKの4は児童用のロッカーでございます。この児童用のロッカーにつきましては、既存のものでございますけれども、古くなっておりますので既存を撤去いたしまして新規に設置をするということでございます。その下のB棟の視聴覚室ですけれども、ここに教師用Kの2です。これは新しく教師用のロッカーを新規に設置するというふうな計画でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

彼杵小学校、当初の契約金額をまずお知らせください。それと9月にも確か契約変更がでていたと思いますけれども、私の勘違いかも知れませんが、そしてまた12月にでると。終わるまでに後1回ありますから、3月にもまた契約変更がでてくるのか、そこら辺のところをご説明をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは9月に契約締結で当初のお願いをいたしております。一番当初は後で教育次長から説明をさせます。今回は2回目の変更でございます。今回は備品関係の追加をしております。次は私が想定するには、多分金額はあまり変更はないかと思っております。いわゆる出来高、いろんな設計に対して、計画に対してどう出来たのか、内容変更は町長サイドで変更がもう1回あるかと思っておりますが、議会に掛けるような変更はまずないかなと考えております。詳細につきましては、また教育次長から説明をさせます。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

当初の請負契約につきましては、79,920千円でございます。消費税を含んだ額です。それから先程町長が答弁しましたように、今回は工事の追加を行っております。建具の新規設置ということで契約変更をお願いいたしております。最終的には、工事に伴いまして軽微な数量等が当然発生してくると思っておりますので、工事管理の中でそれらを確認しながら、最終的にはもう1回程度変更があるものと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、教育次長がもう1回変更があるというのは、議会に掛けるような変更は発生いたしません。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

土木でも建築でも変更はあるという前回ご答弁があったかと思えますけども、それにしても 19,000 千円と。9 月の時に何で分からなかったのかと。もっと早く分かってこれだけの金額をポンと出せなかったのかと。いうことをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

まず第 1 回目の変更につきましては、業者が決まりました後に業者と工事管理を行う設計士並びに発注者側の監督職員とで協議をいたしまして、前回ご説明いたしたように工法的な変更をいたしております。そこで実際の工事工程等を学校の方に協力を含めて説明をしまして、学校の方から今回、児童が使う建具、いわゆる道具入れあるいは下足入れについても今回の工事で新しくできないものかというふうな要望が挙がりました。

当初の工事目的につきましては、学校施設そのものの長寿命化を図るということで、それに必要不可欠な屋上防水、それから外壁内壁の改修を目的として工事を発注いたしております。補助金も活用いたしますけれども、今回は学校の要望を取り入れた形でこの工事の中に追加し、学校に利便性をさらに機能を高めるということで、入札に係る執行残を活用させていただいて工事の中に追加をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

若干補足をしますけども、予算が限られてます。120,000 千円、僅かしか残っておりませんが、これが落札率が 80%。もの凄くお金が残っております。これは繰越し予算の関係もあるものですから、今となっては返還が多分できないと思います。文部科学省の方には。ですからこちら辺の有効活用もあります。それから、無駄使いではないんですけども、当初からハード的な話で予算の 100%の中で話をして、その中に入らないということで、多分入ってないと思います。ですから、当初からその話し合いに学校を交えて、設計段階から入れてここまで入りますよと、その分は外れますよという話をしておけばもっと良かったんですけども、遅れていると思います。いわゆる本体の方の発注をしてから、ぼちぼちあそこもしてくれ、ここもしてくれと話が挙がっておりますので、それは遅かったと反省はしております。

そういう関係もありまして、非常に限られた予算で、これを別途発注でしますと、とても今回の変更ぐらいでは収まりません。あと 3,000 千円近くお金を継ぎ足さなくてはできませんので、それは無理でございます。

今回、業者の方もよく受けてくれたなということで関心しておりますけども、そういう請負比率によつてのやり方ということで、私は、万止むを得ない策かなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

工事の進捗状況、体育館と校舎の今のところの進捗状況。それと来年の4月から開校ということで、準備も余裕もって完成しなければならないと思いますけれど、一応、今のところの完成見込みをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○議長（後城一雄君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

まず工事の進捗ですけれども、校舎の大規模改造工事につきましては、おおよそ3割から4割弱ぐらいで済んでおります。ほぼ当初の工事予定と変わらず、順調に工事が進んでいるようです。ただ、若干外壁の補修等につきましては、本日のような雨天の場合は工事ができない部分もあるということで、3日程遅れが生じているようですけれども、今後作業班を増やしたり、あるいは休日施工あたりも検討しながら十分残りの工期で対応できるのではという報告を受けております。

体育館につきましては、ほぼ6割程度で、早ければ来年の1月中ぐらいには工事の竣工が見込まれるのではないかと報告を受けております。

工事期間につきましては、体育館、校舎共に平成28年3月11日の予定でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。4番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

この件について、金額の有効活用をすれば、当初の入ってきたお金を十分使えるということですね。そしてそのことによって、当初はそれまでダメだったのに今度は良いとなった時に、そういうのにいちゃもんつけられて、後から返せというようなことはないんですね。そこだけ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

工事目的につきましては、学校施設そのものの老朽対策ということでございます。躯体そのもの

と含めて建具類もそれに当てはまりますので、今回の工事変更で追加する建具類が補助事業対象外というふうな判断になるとは考えておりません。今回の分も含めて補助対象内ということで考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に、質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第94号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第94号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号、彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第18 請願第3号の1 公民館山手側の法面防壁工事の請願

日程第19 請願第3号の2 大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願

日程第20 請願第3号の3 小川の下流域の土砂等の堆積物除去の請願

○議長（後城一雄君）

次に日程第18、請願第3号の1、公民館山手側の法面防壁工事の請願、日程第19、請願第3号の2、大音琴川の雑木伐採及び雑草の除去の請願、日程第20、請願第3号の3、小川の下流域の土砂等の堆積物除去の請願、以上3件を一括議題とします。只今議題となっております請願第3号の1、請願第3号の2、請願第3号の3については、産業建設文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

閉 会（午後3時47分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 9月 8日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊